

検討中の内容を含みます

障害者福祉システム等標準化検討会（第4回）
令和8年1月16日 【資料3】

障害者福祉システム等標準化検討会 (第4回)

標準仕様書【第5.1版】案の対応概要について

令和8年1月16日
事務局提出資料

1. 標準仕様書【第5.1版】案の対応概要

10月WTから変更あり

- 各検討論点に対する標準仕様書【第5.1版】案で対応した内容は、以下のとおりです。

No	検討論点	見直しの契機	10月WT検討	10月WT後変更	標準仕様書【第5.1版】案の対応内容
1	令和7年度税制改正大綱(令和6年12月27日閣議決定)に伴う、地方税における特定親族特別控除の創設等による管理項目等の検討 (令和8年度分以後の個人住民税について適用)	制度改正	○ 3-17頁	○ 4,9,10, 15,16頁	国制度手当及び特別児童扶養手当について、所得制限の判定における所得額の計算に特定親族特別控除が追加されることに伴い、関連する機能要件及び帳票要件を追加しています。
2	デジタル庁のPMH仕様書の更新に伴う、自立支援医療、療養介護医療・肢体不自由児通所医療のPMH連携に関する規定内容の検討	制度改正以外	○ 18-21頁	○ 22-23頁	最新のPMH仕様書である令和7年7月25日更新版について、「(別添1)PMH登録時の設定内容」に反映しています。

※1 第219回国会(臨時会)において「医療法等の一部を改正する法律案」が成立し、「社会保険診療報酬支払基金」が「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」となることに伴い、業務フロー及び機能・帳票要件の表記を修正し、24-25頁に記載しています。
(実装に影響する修正ではないことから、「訂正」の扱いとしています。)

※2 標準化PMOツールや関係省庁、検討会構成員からのご意見・ご質問等を踏まえた機能の見直しや訂正について、現時点において訂正のみとなっており、訂正内容については26-38頁に記載しています。

※3 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第六条(地方公共団体情報システムの標準化のための基準)の規定を踏まえた機能標準化基準の策定作業に伴う訂正について、39-40頁に記載しています。(自治体の適合確認やベンダの実装に影響するものではありません。)

※4 令和6年度税制改正大綱(令和5年12月22日閣議決定)に伴う地方税における扶養控除の見直し(令和9年度分以後の個人住民税について適用)について、適用時期の延長も含めて検討中であるため、今後の状況を踏まえて検討を行います。

2. 全国意見照会の結果

- 都道府県及び市区町村へ標準仕様書【第5.1版】案に対する全国意見照会(令和7年12月1日(月)～12日(金))を実施し、7団体より15件のご意見が寄せられています。

自治体分類	令和7年度税制改正に伴う対応		PMH仕様書の変更に伴う対応		標準化PMOツールからのご意見等を踏まえた対応		【意見あり】合計(実数)			【意見なし】団体合計	
	団体数	意見数	団体数	意見数	団体数	意見数	団体数 (注1)	率 (注2)	意見数	団体数	率 (注2)
都道府県(47)	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	47	100.0%
指定都市(20)	0	0	0	0	1	5	1	5.0%	5	19	95.0%
中核市(62)	0	0	1	1	1	1	1	1.6%	2	61	98.4%
特別区(23)	1	1	0	0	1	3	2	8.7%	4	21	91.3%
市町(1,636)	2	3	0	0	1	1	3	0.2%	4	1,633	99.8%
合計(1,788)	3	4	1	1	4	10	7	0.4%	15	1,781	99.6%

注1 合計欄の「団体数」は、各意見の団体数の合計ではなく、各意見で重複している団体を除いた「実数」としています。

注2 合計欄の「率」は、自治体分類／団体数としています。

- 15件のご意見について、2件は【第5.1版】案へ反映させ、13件は回答を記載しています。

対応方針	令和7年度税制改正に伴う対応	PMH仕様書の変更に伴う対応	標準化PMOツールからのご意見等を踏まえた対応	合計
【第5.1版】案へ反映	(注3) 2	0	0	2
回答記載(規定済、代替可等含む)	2	1	10	13
継続検討	0	0	0	0
合計	4	1	10	15

注3 【第5.1版】案へ反映させた2件のご意見は、令和7年度税制改正に関する内容ではないため、標準化PMOツールからのご意見として反映しています。

3. 検討論点1の対応(1/15)

検討中の内容を含む

- 検討論点1の概要は以下のとおりです。国制度手当及び特別児童扶養手当について、令和7年度税制改正における特定親族特別控除の創設に伴い、所得制限の判定における所得額の計算に特定親族特別控除を追加する「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令」の一部を改正する政令が公布されました。また、税務システム標準仕様書【第5.0版】(令和7年8月29日改定)の策定に伴い、制度所管担当課において検討の上、標準仕様書【第5.1版】案を作成しています。なお、デジタル庁と協議の上、標準仕様書【第5.1版】案での対応を前提に、先んじて機能別連携仕様(個人住民税システム)【第9.0版】(令和7年9月30日改定)に特定親族特別控除に係る項目が追加されています。
- 障害福祉サービス等及び自立支援医療については、令和7年度税制改正後の市町村民税所得割額を用いて所得区分の判定を行う方向で検討しているため、現時点では障害者福祉システム標準仕様書に影響はありません。

No	対応内容			適合基準日
1	国制度手当	機能・帳票要件	機能ID:0221421(実装必須機能)を新規追加	本人・配偶者・扶養義務者に係る管理項目「特定親族特別控除額」を追加
2			機能ID:0221422(標準オプション機能)を新規追加	扶養義務者候補に係る管理項目「特定親族特別控除額」を追加
3			機能ID:0221423(実装必須機能)を新規追加	税情報の参照項目及び自動判定に「特定親族特別控除額」を追加
4			機能ID:0221424(標準オプション機能)を新規追加	※2のアラート処理時の税情報の参照項目及び自動判定に「特定親族特別控除額」を追加
5			機能ID:0221425(実装必須機能)を新規追加	新年度の自動判定に「特定親族特別控除額」を追加
6	帳票レイアウト		帳票ID:0220077 16_障害児福祉手当(福祉手当)所得状況届	⑬の欄に対する裏面の注意書きに、「特定親族特別控除」を追加
7			帳票ID:0220078 17_特別障害者手当所得状況届	⑭の欄に対する裏面の注意書きに、「特定親族特別控除」を追加

3. 検討論点1の対応(2/15)

10月WTから変更あり

検討中の内容を含む

No	対応内容				適合基準日
8	国制度手当	帳票レイアウト	帳票ID:0220073 12_所得状況関係連名簿	「特定親族特別控除」、「⑩16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数」の枠を追加	-
9			帳票ID:0220077 16_障害児福祉手当(福祉手当)所得状況届	印字項目に通番67-69を追加 通番65の印字編集条件に「特定親族特別控除」を追加	令和8年7月1日
10		帳票詳細要件	帳票ID:0220078 17_特別障害者手当所得状況届	印字項目に通番67-69を追加 通番65の印字編集条件に「特定親族特別控除」を追加	令和8年7月1日
11			帳票ID:0220073 12_所得状況関係連名簿	印字項目に通番70-73を追加	-
12			機能ID:0221426(実装必須機能)を新規追加	本人・配偶者・扶養義務者・扶養義務者候補、障害児童に係る管理項目「特定親族特別控除額」を追加	令和8年7月1日
13		機能・帳票要件	機能ID:0221427(標準オプション機能)を新規追加	税情報の自動連携項目及び自動判定に「特定親族特別控除額」を追加	-
14			機能ID:0221428(標準オプション機能)を新規追加	新年度の所得情報一括登録に「特定親族特別控除額」を追加	-
15		帳票レイアウト	帳票ID:0220230 11_特別児童扶養手当所得状況届	⑯の欄に対する裏面の注意書きに、「特定親族特別控除」を追加	-
16			帳票ID:0220241 22_特別児童扶養手当認定請求書	裏面の⑰の欄に対する注意書きに、「特定親族特別控除」を追加	-
17		帳票詳細要件	帳票ID:0220230 11_特別児童扶養手当所得状況届	通番25、34、43、52、57の印字編集条件に「特定親族特別控除」を追加	-
18			帳票ID:0220241 22_特別児童扶養手当認定請求書	通番37、46、55、64、69の印字編集条件に「特定親族特別控除」を追加	-

※ 上記の改定に合わせ、国制度手当の機能ID:0220444、0220445及び特別児童扶養手当の機能ID:0221159について、要件の考え方・理由欄の所得判定に係る要件の記載を削除する訂正を行っています。

3. 検討論点1の対応(3/15)

検討中の内容を含む

＜機能・帳票要件 05.国制度手当＞

機能・帳票要件							【実装区分】 ◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能			
大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日	
5.国制度手当	5.1.台帳管理機能	5.1.6.	訂正	0220444	所得情報を管理できること。 【管理項目】 所得判定年度 所得状況届提出日 誓約有無 備考 ※特別障害者手当のみ 支給該非コード 本人、配偶者、扶養義務者について、「障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令」第2条、第5条、第15条（様式第3号、様式第7号）を管理できる項目を満たすこと	◎	・所得状況届に記載されている項目は個別に定めず、省令に記載の項目を満たすこととしている。 ・誓約有無は、所得状況届の誓約事項の有無を管理する項目である。 -所得判定に係る要件は、機能ID+0220460～0220467に記載している。		令和8年4月1日	
5.国制度手当	5.1.台帳管理機能		新規追加	0221421	機能ID：0220444に規定する本人、配偶者、扶養義務者についての所得情報の管理項目に以下も加えること。 【管理項目】 特定親族特別控除額	◎	【第5.1版】令和7年度税制改正における特定親族特別控除の創設に対応するため、当該機能を追加している。	【第5.1版】標準化検討会における検討により追加	令和8年7月1日	
5.国制度手当	5.1.台帳管理機能	5.1.6.	訂正	0220445	所得情報を管理できること。 【管理項目】 所得判定日 所得確定区分コード 被災有無 被災状況非該当の理由 扶養義務者候補について、「障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令」第2条、第5条、第15条（様式第3号、様式第7号）を管理できる項目を満たすこと	○	・所得状況届に記載されている項目は個別に定めず、省令に記載の項目を満たすこととしている。 -所得判定に係る要件は、機能ID+0220460～0220467に記載している。 ・所得確定区分コードは、確定、未確定、非課税、未申告といった内容を管理する。			
5.国制度手当	5.1.台帳管理機能		新規追加	0221422	機能ID：0220445に規定する扶養義務者候補についての所得情報の管理項目に以下も加えること。 【管理項目】 特定親族特別控除額	○	【第5.1版】令和7年度税制改正における特定親族特別控除の創設に対応するため、当該機能を追加している。	【第5.1版】標準化検討会における検討により追加		
5.国制度手当	5.1.台帳管理機能	5.1.19.		0220466	連携した税情報参照でき、自動で所得判定（支給可否決定）ができること。 ※ 算定にあたっては、国の定める判定方法によって自動計算できること	◎			令和8年4月1日	
5.国制度手当	5.1.台帳管理機能		新規追加	0221423	機能ID：0220466の規定に、令和7年度税制改正における特定親族特別控除額も加えること。	◎	【第5.1版】令和7年度税制改正における特定親族特別控除の創設に対応するため、当該機能を追加している。	【第5.1版】標準化検討会における検討により追加	令和8年7月1日	
5.国制度手当	5.1.台帳管理機能	5.1.19.		0220467	連携した税情報を参照でき、自動で所得判定（支給可否決定）ができる。 ※1 本人、配偶者、扶養義務者、扶養義務者候補について、所得情報が無い場合は注意喚起（アラート）ができる。 ※2 所得判定（支給可否決定）した際、最多所得者や所得制限該当者が扶養義務者となっておらず扶養義務者候補となっている場合は注意喚起（アラート）ができる。	○		適合基準日は、令和8年7月1日としています。		
5.国制度手当	5.1.台帳管理機能		新規追加	0221424	機能ID：0220467の規定に、令和7年度税制改正における特定親族特別控除額も加えること。	○	【第5.1版】令和7年度税制改正における特定親族特別控除の創設に対応するため、当該機能を追加している。	【第5.1版】標準化検討会における検討により追加		
5.国制度手当	5.1.台帳管理機能		自動判定に「特定親族特別控除額」を追加	0220469	新年度の税情報、所得状況届の内容を元に、自動で所得判定（支給可否決定）ができる。 ※ 算定にあたっては、国の定める判定方法によって自動計算できること	◎	適合基準日は、令和8年7月1日としています。		令和8年4月1日	
5.国制度手当	5.1.台帳管理機能		新規追加	0221425	機能ID：0220469の規定に、令和7年度税制改正における特定親族特別控除額も加えること。	◎	【第5.1版】令和7年度税制改正における特定親族特別控除の創設に対応するため、当該機能を追加している。	【第5.1版】標準化検討会における検討により追加	令和8年7月1日	

3. 検討論点1の対応(4/15)

検討中の内容を含む

＜帳票レイアウト 05.国制度手当 16_障害児福祉手当(福祉手当)所得状況届＞

障害児福祉手当(福祉手当) 所得状況届						
A 201 自由記載1 20A						
※受付 年月日 認定番号						
① 受給資格者 (フリガナ) 個人 氏名 番号 住所 〒						
② 配偶者 (フリガナ) 個人 氏名 番号 住所 〒 口受給資格者と同じ						
③ 扶養義務者 (フリガナ) 個人 氏名 番号 住所 〒 口受給資格者と同じ (受給資格者との続柄)						
④ 年所得	⑤ 受給資格者	⑥ 配偶者	⑦ 扶養義務者			
同一生計配偶者及び扶養親族の合計数(うち老人扶養親族の数(受給資格者については、⑦70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数、⑧特定扶養親族の数、⑨16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数))	人 (⑦人) (⑦人) (⑦人)	人 (人)	人 (人)			
⑨ 所得額	円	※⑨円	円	※⑨円	円	※⑨円
控除	⑩ 障害者(特別障害者を除く)である同一生計配偶者及び扶養親族の数	人	円	人	円	人
	特別障害者である同一生計配偶者及び扶養親族の数	人	円	人	円	人
	障害者・特別障害者・寡婦・ひとり親・勤労学生の別	人	円	障・特障・勤・ひとり・勤	円	円
	⑪ 社会保険料等相当額	円	円	円	円	円
⑫ 控除後の所得額		円		円		円
誓約事項	<input type="checkbox"/> 所得額等について公簿等で確認できない場合や審査の結果必要となった場合には、関係書類を提出します。					
上記のとおり相違ありません。 固定文書1						
年月日	暦	氏名	電話番号			
※ 審査						

◎裏面の注意をよく読んでから記入してください。

◎字は楷書ではっきり書いてください。

◎※の欄は記入しないでください。

注意

- ③の欄は、あなたの子、父、母、孫、祖父母、その他の直系血族又は兄弟姉妹のうち、あなたの生計を維持している人について記入してください。
- ⑧の欄は、地方税法に定める同一生計配偶者、扶養親族(控除対象扶養親族に該当しない30歳以上70歳未満の扶養親族を除きます。)の合計数を記入してください。
なお、70歳以上の同法に定める同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族並びに16歳以上19歳未満の同法に定める控除対象扶養親族があるときは、その人数を次により()内に再掲してください。
- 1 受給者については、⑦に70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数を、⑧に特定扶養親族の数を、⑨に16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数を記入してください。
- 2 配偶者及び扶養義務者については、老人扶養親族の数を記入してください。
- 3 ⑨の欄は、前年(1月から6月までの間に認定を請求する人の場合は、前々年をいいます。)の所得について、都道府県民税の総所得金額(給与所得又は公的年金等に係る所得がある場合には、給与所得及び公的年金等に係る所得の合計額から10万円を控除した額)、退職所得金額、山林所得金額、土地の譲渡等に係る事業所得等の金額、長期・短期譲渡所得金額(譲渡所得に係る特別控除額を受けた場合は、その額を控除した額)及び商品先物取引に係る雑所得等の金額の合計額を記入してください。所得がない場合は、「なし」と記入してください。
- 4 ⑩の欄は、⑧の欄の同一生計配偶者及び扶養親族のうち、地方税法に定める特別障害者以外の障害者である人の数を記入してください。
- 5 ⑪の欄は、⑧の欄の同一生計配偶者及び扶養親族のうち、地方税法に定める特別障害者である人の数を記入してください。
- 6 ⑫の欄は、⑤、⑥又は⑦の欄に掲げる者が、地方税法に定める特別障害者以外の障害者若しくは特別障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生であるときは、該当するものを○で囲んでください。
- 7 ⑬の欄は、前年の所得について地方税法に定める雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛け金控除、配偶者特別控除又は特定親族特別控除を受けたときに、それぞれその項目及び当該控除額を記入してください。

「特定親族特別控除」を追加

この所得状況届には、次の書類を添付ください

- ⑨の欄の所得額について、市区町村長の証明書
- ⑩から⑬までの欄に記入した事項について、市区町村長の証明書

自由記載2

自由記載2

3. 検討論点1の対応(5/15)

検討中の内容を含む

＜帳票レイアウト 05.国制度手当 17_特別障害者手当所得状況届＞

様式第七号（第十五条関係）		(表 面)		自由記載1 A2011-0000020A			
<input type="text"/> ※受付 年月日 <input type="text"/> 認定番号 <input type="text"/>							
特別障害者手当所得状況届							
① 受給資格者	(フリガナ) 氏名	個人番号					
	住所〒						
② 配偶者	(フリガナ) 氏名	個人番号		住所〒	□受給資格者と同じ		
③ 扶養義務者	(フリガナ) 氏名	個人番号		住所〒	□受給資格者と同じ		
④ 年所得		⑤ 受給資格者		⑥ 配偶者		⑦ 扶養義務者	
⑧ 同一生計配偶者及び扶養親族の合計数（うち老人扶養親族の数（受給資格者については、⑨70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数、⑩特定扶養親族の数、⑪16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数）） ⑫ 受給資格者による所得額（欄外の記入要領参照）		人 ⑦ 人 ⑧ 人 ⑨ 人		人 （ ）人		人 （ ）人	
		円	※ア	円			
⑩ 配偶者・扶養義務者による所得額				円	※イ	円	
				円	※ウ	円	
控除	⑪ 軽労者（特労除外者を除く。）である同一生計配偶者及び扶養親族の数	人	円	人	円	人	
	⑫ 特別障害者である同一生計配偶者及び扶養親族の数	人	円	人	円	人	
	⑬ 障害者・特別障害者・寡婦・ひとり親・勤労学生の別	寡・ひとり・勤	円	障・特障・勤	円	ひとり・勤	
	⑭	円	円	円	円	円	
	⑮ 社会保険料等相当額	円	円	円	円	円	
⑯ 控除後の所得額				円		円	
誓約事項		<input type="checkbox"/> 所得額等について公簿等で確認できない場合や審査の結果必要となった場合には、関係書類を提出します。 上記のとおり相違ありません。					
固定文書1							
年月日		氏名		電話番号			
※署査							
(注) ⑨欄の記入要領 1 裏面の公的年金等を受給していない人は、都道府県民税に係わる前年（1月から6月までの間に認定を請求する人の場合は前々年）の課税所得（給与所得がある場合は、給与所得の金額から10万円を控除した額）を記入してください。 2 裏面の公的年金等を受給している人は、右により計算した所得額（Gの欄の額）を記入してください。 ⑩ 裏面の注意をよく読んでから記入してください。 ⑪ 字は楷書ではっきりと書いてください。 ⑫ 柄は記入しないでください。							
公的年金等の収入金額 (種類 :) A 円 ※ 円 (種類 :) B 円 (種類 :) C 円 Aの全額の65歳未満である者に係る公的年金等控除後の金額 給与所得控除後の給与所得額 C 円 円 特別扶養手当等の支給に関する法律 第5条第1項による控除(10万円) D 円 円 公的年金等以外の総所得金額 E 円 円 総所得及び給与所得以外のすべての所得 F 円 円 所得額 (B+C-D+E+F) G 円 円 備考							

- (裏面)
- 1 ⑨の欄は、あなたの子、父、母、孫、祖父母、その他の直系血族又は兄弟姉妹のうち、あなたの生計を維持している人について記入してください。
- 2 ⑩の欄は、地方税法に定める同一生計配偶者、扶養親族（控除対象扶養親族に該当しない30歳以上70歳未満の扶養親族を除きます。）の合計数を記入してください。
 なお、70歳以上の同法に定める同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族並びに16歳以上19歳未満の同法に定める控除対象扶養親族があるときは、その人数を次により（ ）内に再掲してください。
 (1) 受給者については、(1)に70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数を、(2)に特定扶養親族の数を、(3)に16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数を記入してください。
 (2) 配偶者及び扶養義務者については、老人扶養親族の数を記入してください。
- 3 ⑪の欄は、所得がない場合は「なし」と記入してください。
- 4 ⑫の欄は、前年（1月から6月までの間に認定を請求する人の場合は、前々年をいいます。）の所得について、都道府県民税の総所得金額（給与所得又は公的年金等に係る所得がある場合には、給与所得及び公的年金等に係る所得の合計額から10万円を控除した額）、退職所得金額、山林所得金額、土地の譲渡等に係る事業所得等の金額、長期・短期譲渡所得金額（譲渡所得に係る特別控除を受けた場合は、その額を控除した額）及び商品先物取引に係る雑所得等の金額の合計額を記入してください。所得がない場合は、「なし」と記入してください。
- 5 ⑬の欄は、⑧の欄の同一生計配偶者及び扶養親族のうち、地方税法に定める特別障害者以外の障害者である人の数を記入してください。
- 6 ⑭の欄は、⑧の欄の同一生計配偶者及び扶養親族のうち、地方税法に定める特別障害者である人の数を記入してください。
- 7 ⑮の欄は、⑬、⑭又は⑯の欄に掲げる者が、地方税法に定める特別障害者以外の障害者若しくは特別障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生であるときは、該当するものを○で囲んでください。
- 8 ⑯の欄は、前年の所得について地方税法に定める雑控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除、配偶者特別控除又は特定親族特別控除等を受けたときに、それぞれその項目及び当該控除額を記入してください。
- 9 ⑰の欄は、「受給資格者が地方税法に定める社会保険料控除を受けたときに当該控除額を記入してください。
 10 (注)の表中
 ア Aの欄は、下表に
 ベルト状の記入欄を添えて記入してください。
 また、()の名称を記入し、その
 ケースを2つ以上受け
 イ Bの欄は、Aの欄の金額から所得税法第35条第4項の年齢65歳未満である者に係る公的年金等控除額に相当する額を控除した後の金額を記入してください。
 ウ Eの欄は、「公的年金等」以外の雑所得の金額（所得税法第35条第2項第2号に掲げる金額）を記入してください。
 エ Fの欄は、都道府県民税の対象となった、雑所得以外の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地の譲渡等に係る事業所得等の金額、超短期所有土地等に係る事業所得等の金額、長期・短期譲渡所得金額（譲渡所得に係る特別控除を受けた場合は、その額を控除した額）及び商品先物取引に係る雑所得等の金額の合計を記入してください。
 この所得状況届には、次の書類を添えて出してください。
 (1)公的年金等を除く所得額について、市区町村長の証明書
 (2)公的年金等の収入金額について明らかにすることのできる証明書（年金証書等の写）
 (3)⑪から⑯までの欄に記入した事項について、市区町村長の証明書
 イ 国民年金
 ロ 厚生年金保険の年金
 ハ 船員保険の年金
 ニ 恩給
 ホ 国家公務員等共済組合の年金
 ヘ 条例による地方公務員の年金
 ハ 地方公務員共済組合、地方団体関係団体職員共済組合、地方議会議員共済会又は旧市町村職員共済組合の年金
 チ 日本私立学校振興・共済事業団の年金
 リ 農林漁業団体職員共済組合の年金
 ヌ 国会議員互助年金
 ル 日本製鉄八幡共済組合の年金
 ヲ 執行官の恩給
 ワ 令和による共済組合等からの年金受給者のために国家公務員等共済組合連合会が支給する年金
 カ 戰傷病者、戦没者遺族の年金又は給与金
 ヨ 未帰還者の留守家族手当
 タ 労働者災害補償制度の年金
 レ 国家公務員災害補償制度の年金
 ソ 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償制度の年金
 ピ 地方公務員災害補償制度の年金
 ネ 所得税法第35条第2項に規定する公的年金等で上記イ～ツに該当しない課税対象年金

自由記載2

3. 検討論点1の対応(6/15)

検討中の内容を含む

<帳票レイアウト 05.国制度手当 12_所得状況関係連名簿>

様式番号 ○○年度		手 当 名所得状況関係連名簿						年月日 ○/○ ページ	
認定番号 世帯通番	氏名 住所 統柄 生年月日	所得確定 年齢	前年支給状況 転入日 資格喪失日	所 得 額	控 除	扶養人数	本人該当	備 考	
				総 所 得 額	雑 損	⑧扶養	障 害	総集1	
				繰 越 損 失 額	医療費	⑦老人	特 障 害		
				そ の 他 所 得 額	掛 金	④特定	寡 婦		
				控除後所得額	配偶者	⑨16-19	ひ と り		
					特 定	障 害	勤 学		
				総 所 得 額	雑 損	⑧扶養	障 害		
				繰 越 損 失 額	医療費	⑦老人	特 障 害		
				そ の 他 所 得 額	掛 金	④特定	寡 婦		
				控除後所得額	配偶者	⑨16-19	ひ と り		
					特 定	障 害	勤 学		
				総 所 得 額	雑 損	⑧扶養	障 害		
				繰 越 損 失 額	医療費	⑦老人	特 障 害		
				そ の 他 所 得 額	掛 金	④特定	寡 婦		
				控除後所得額	配偶者	⑨16-19	ひ と り		
					特 定	障 害	勤 学		
				総 所 得 額	雑 損	⑧扶養	障 害		
				繰 越 損 失 額	医療費	⑦老人	特 障 害		
				そ の 他 所 得 額	掛 金	④特定	寡 婦		
				控除後所得額	配偶者	⑨16-19	ひ と り		
					特 定	障 害	勤 学		
				総 所 得 額	雑 損	⑧扶養	障 害		
				繰 越 損 失 額	医療費	⑦老人	特 障 害		
				そ の 他 所 得 額	掛 金	④特定	寡 婦		
				控除後所得額	配偶者	⑨16-19	ひ と り		
					特 定	障 害	勤 学		
				総 所 得 額	雑 損	⑧扶養	障 害		
				繰 越 損 失 額	医療費	⑦老人	特 障 害		
				そ の 他 所 得 額	掛 金	④特定	寡 婦		
				控除後所得額	配偶者	⑨16-19	ひ と り		
					特 定	障 害	勤 学		

7名分を5名分に変更
※ 特定の枠追加に伴う

「特定親族特別控除」の枠を追加

「⑨16歳以上19歳未満の控除
対象扶養親族の数」の枠を追加
※ 令和7年度税制改正に関係
しないが、同一生計配偶者及び
扶養親族の合計数に必要であ
るため追加

3. 検討論点1の対応(7/15)

10月WTから追加

検討中の内容を含む

<帳票詳細要件 05.国制度手当 16_障害児福祉手当(福祉手当)所得状況届>

帳票詳細要件 (16)

業務	05.国制度手当	帳票ID	0220077	
帳票名称	16.障害児福祉手当(福祉手当)所得状況届			
通番	システム印字項目	実装項目		印字編集条件など
必須	オプション	不可		
22	受給資格者 同一生計配偶者及び扶養親族の合計数	●		
23	70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数	●		
24	特定扶養親族数	●		
25	16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族数	●		
26	所得額	●		
27	同一生計配偶者及び扶養親族数	●		人数に加えて帳票右欄の金額も印字すること
28	特別障害者である同一生計配偶者及び扶養親族の数	●		人数に加えて帳票右欄の金額も印字すること
29	寡婦・ひとり親・勤労学生の別	●		別に加えて帳票右欄の金額も印字すること
30	雑損控除			
31	医療費控除			
32	小規模企業共済等掛け金控除			
33	配偶者特別控除	●		
67	特定親族特別控除	●		
46	配偶者特別控除	●		
68	特定親族特別控除	●		配偶者欄に「特定親族特別控除」の印字項目を追加
59	配偶者特別控除	●		
69	特定親族特別控除	●		扶養義務者欄に「特定親族特別控除」の印字項目を追加
64	福祉事務所長			※審査欄の印字編集条件に「特定親族特別控除」を追加
65	※審査	●		パラメタなどにより初期設定が行えること 福祉事務所名 + 全角スペース + 福祉事務所長名での印字も可とする 雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛け金控除、配偶者特別控除、特定親族特別控除、肉用牛売却による農業所得の免除について控除がある場合は、控除がある項目名及び金額を印字すること (3つ以上ある場合に印字すること)

3. 検討論点1の対応(8/15)

10月WTから追加

検討中の内容を含む

<帳票詳細要件 05.国制度手当 17_特別障害者手当所得状況届>

帳票詳細要件 (17)

業務	05.国制度手当	帳票ID	0220078	
帳票名称	17.特別障害者手当所得状況届			
通番	システム印字項目	実装項目		印字編集条件など
		必須	オプション	不可
22	受給資格者	同一生計配偶者及び扶養親族の合計数	●	
23		70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数	●	
24		特定扶養親族数	●	
25		16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族数	●	
26		受給資格者に係る所得額(欄外の記入要領参照)	●	
27		同一生計配偶者及び扶養親族数	●	人数に加えて帳票右欄の金額も印字すること
28		特別障害者である同一生計配偶者及び扶養親族の数	●	人数に加えて帳票右欄の金額も印字すること
29		寡婦・ひとり親・勤労学生の別	●	別に加えて帳票右欄の金額も印字すること
30		雑損控除		雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛け金控除、配偶者特別控除、 特定親族特別控除 、肉用牛売却による農業所得の免除について控除がある場合は、控除
31		医療費控除		がある項目名及び金額(左右の円のうち右欄)を印字すること(2つまでとし、3つ以上ある場合は「※審査」欄に印字すること)
32		小規模企業共済等掛け金控除		
33		配偶者特別控除	●	
67	特定親族特別控除	●		
46	配偶者欄	配偶者特別控除	●	配偶者欄に「特定親族特別控除」の印字項目を追加
68		特定親族特別控除	●	
59	扶養義務者欄	配偶者特別控除	●	扶養義務者欄に「特定親族特別控除」の印字項目を追加
69		特定親族特別控除	●	
64	福祉事務所長	※審査欄の印字編集条件に「特定親族特別控除」を追加		パラメタなどにより初期設定が行えること 福祉事務所名 + 全角スペース + 福祉事務所長名での印字も可とする
65	※審査	●		雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛け金控除、配偶者特別控除、 特定親族特別控除 、肉用牛売却による農業所得の免除について控除がある場合は、控除 がある項目名及び金額を印字すること(3つ以上ある場合に印字すること)

3. 検討論点1の対応(9/15)

検討中の内容を含む

＜帳票詳細要件 05.国制度手当 12_所得状況関係連名簿＞

帳票詳細要件 (12)

業務	05.国制度手当	帳票ID	0220073
帳票名称	12.所得状況関係連名簿		

通番	システム印字項目	実装項目			印字編集条件など
		必須	オプション	不可	
17	1人目 所得額	総所得額	●		
18		繰越損失額	●		
19		その他所得額	●		退職所得金額、山林所得金額、土地の譲渡等に係る事業所得等の金額、長期・短期譲渡所得金額、商品先物取引に係る雑所得等
20		控除後所得額			
21	1人目 控除	雑損			雑損控除
22		医療費			医療費控除
23		掛金			小規模企業共済等掛金控除
24		配偶者	●		配偶者特別控除
70	特定		●		特定親族特別控除
25		保険料	●		社会保険料控除
26	1人目 扶養人数	⑧扶養	●		同一生計配偶者及び扶養親族の合計数
27		ア老人	●		70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数
28		イ特定	●		特定扶養親族の数
71	ウ16-19		●		16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数
29		障害	●		障害者（特別障害者を除く）である同一生計配偶者及び扶養親族の数
30		特障害	●		特別障害者である同一生計配偶者及び扶養親族の数

53	N人目 控除	雑損	●		
54		医療費	●		
55		掛金	●		
56		配偶者	●		
72	特定		●		
57		保険料	●		
58	N人目 扶養人数	⑧扶養	●		
59		ア老人	●		
60		イ特定	●		
73	ウ16-19		●		
61		障害	●		
62		特障害	●		

「**④16歳以上 19歳未満の控除対象扶養親族の数**」の印字項目を追加

3. 検討論点1の対応(10/15)

検討中の内容を含む

<機能・帳票要件 12.特別児童扶養手当>

機能・帳票要件							※ 小項目には機能ID(旧)のIDを設定している。			【実装区分】 ◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能			
大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件		実装区分	障害者福祉システム	特別児童扶養手当システム	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日	
12.特別児童扶養手当	12.1.台帳管理機能	12.1.7.	訂正	0221159	所得情報を管理できること。 【管理項目】 所得判定年度 所得状況届提出日 誓約有無 所得判定日 所得確定区分コード 被災有無 支給該非コード 本人、配偶者、扶養義務者について、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則」第4条(様式第6)を管理できる所得情報の項目を満たすこと ※1 扶養義務者候補も同様に管理できること ※2 対象児童は扶養義務者候補として同様に管理できること		◎	◎	・所得状況届に記載されている所得情報の管理項目は個別に定めず、施行規則に記載の項目を満たすこととしている。なお、所得や控除に係る管理項目は、所得状況届の裏面の注意事項も留意すること。 ・誓約有無は、所得状況届の誓約事項の有無を管理する項目である。 ・所得判定に係る要件は、機能ID: 0221171～0221178に記載している。				令和8年4月1日
			管理項目に「特定親族特別控除額」を追加				適合基準日は、令和8年7月1日としています。						
12.特別児童扶養手当	12.1.台帳管理機能		新規追加	0221428	機能ID: 0221159に規定する本人、配偶者、扶養義務者、扶養義務者候補、対象児童についての所得情報の管理項目に以下も加えること。 【管理項目】 特定親族特別控除額		◎	◎	【第5.1版】令和7年度税制改正における特定親族特別控除の創設に対応するため、当該機能を追加している。	【第5.1版】標準化検討会における検討により追加	令和8年7月1日		
12.特別児童扶養手当	12.1.台帳管理機能	12.1.17.		0221173	所得情報は、税情報と連携できる場合は自動で取得し、自動で所得判定できること。転入者等手入力の場合は税連携不可能な「16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族数」等は手入力後に自動で所得判定できること。		○	○	自治体の運用により必要有無分かれるため、標準オプションとしている。				
12.特別児童扶養手当	12.1.台帳管理機能		新規追加	0221427	機能ID: 0221173の規定に、令和7年度税制改正における特定親族特別控除額も加えること。		○	○	【第5.1版】令和7年度税制改正における特定親族特別控除の創設に対応するため、当該機能を追加している。	【第5.1版】標準化検討会における検討により追加			
12.特別児童扶養手当	12.1.台帳管理機能		自動判定に「特定親族特別控除額」を追加		0221176	現況時、新年度の所得情報(受給者、配偶者、扶養義務者)を一括登録できること。 ※ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則第4条(様式第6)を管理できる所得情報の項目のうち、税情報と連携できる管理項目に対して一括で登録すること		○	○	自治体の運用により必要有無分かれるため、標準オプションとしている。			
12.特別児童扶養手当	12.1.台帳管理機能		新規追加	0221428	機能ID: 0221176の規定に、令和7年度税制改正における特定親族特別控除額も加えること。		○	○	【第5.1版】令和7年度税制改正における特定親族特別控除の創設に対応するため、当該機能を追加している。	【第5.1版】標準化検討会における検討により追加			

3. 検討論点1の対応(11/15)

検討中の内容を含む

＜帳票レイアウト 12.特別児童扶養手当 11_特別児童扶養手当所得状況届＞

様式第六号(第四条関係)		自由記載1 A201100000020A				
(裏面)						
※※整理番号 第 号	※市区町村 受付年月日	※市区町村提出				
特別児童扶養手当所得状況届 (年分)						
①受給者記号・番号 第 号	②氏名	③住所	〒			
④個人番号	⑤受給者	⑥配偶者	⑦扶養義務者			
氏 名						
⑧個人番号						
⑨同一生計配偶者及び扶養親族の合計数(うち老人扶養親族の数(受給者については、⑩70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数、⑪特定扶養親族の数、⑫16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数))	人	人	人	人	人	
⑩以外に前年の12月31日において受給者によって生計を維持していた児童	人					
⑪所得額	円	※円	円	※円	円	※円
控除	⑫障害者(特別障害者を除く。)である同一生計配偶者及び扶養親族の数	人	円	人	円	人
⑬特別障害者である同一生計配偶者及び扶養親族の数	人	円	人	円	人	円
⑭障害者・特別障害者・寡婦・ひとり親・勤労学生の別	円	円	円	円	円	円
⑮	円	円	円	円	円	円
⑯社会保険料等相当額	円	円	円	円	円	円
⑰控除後の所得額	円	円	円	円	円	円
⑱本年8月1日における支給対象障害児の状況	障害児 氏名	統 括	個人番号	生年月日	同居別 居の別	主な日中の所在 (在学校名等)
				・・	同居 別居	
				・・	同居 別居	
				・・	同居 別居	
				・・	同居 別居	
誓約事項	<input type="checkbox"/> 所得額等について公算等で確認できない場合や審査の結果必要となった場合には、関係書類を提出します。					
上記のとおり、所得状況を届けます。 年 月 日						
知事・市長		氏名		電話番号		
※ 署 名	⑤～⑯欄の 記載事項	⑰の欄及びその他の 欄の記載事項				
	上記のとおり、相違ありません。 年 月 日					
市区町村長						
※※所得制限額 以上・未満						

(裏面)

注意

- この届は、毎年8月12日から9月11日までの間に出してください。この期間中に出さないと手当の支払が差し止められることがあります。
なお、本年7月以降に認定請求書を出している方は、出す必要がありません。
- ⑦の欄は、あなたと生計を同じくしている(又はあなたが養育者である場合はあなたの生計を維持している)あなたの父母、祖父母、子、孫等の直系血族と兄弟姉妹があるときに記入してください。
- ⑨の欄は、地方税法に定める同一生計配偶者、扶養親族(控除対象扶養親族に該当しない30歳以上70歳未満の扶養親族を除きます。)(以下「扶養親族等」といいます。)の合計数を記入してください。
なお、70歳以上の同法に定める同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族並びに16歳以上19歳未満の同法に定める控除対象扶養親族があるときは、その人数を次により()内に再掲してください。
 - 受給者については、⑩に70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数を、⑪に特定扶養親族の数を、⑫に16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数を記入してください。
 - 配偶者及び扶養義務者については、老人扶養親族の数を記入してください。
- ⑩の欄の「児童」とは、地方税法に定める扶養親族以外の者(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。)又は障害の状態にある20歳未満の者をいいます。
- ⑪の欄は、前年の所得について、都道府県民税の総所得金額(給与所得又は公的年金等に係る所得がある場合には、給与所得及び公的年金等に係る所得の合計額から10万円を控除した額)、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期・短期譲渡所得金額(譲渡所得に係る特別控除を受けた場合は、その額を控除した額)及び商品先物取引に係る雑所得等の金額の合計額を記入してください。
- ⑫及び⑬の欄は、扶養親族等について該当する人の数を記入してください。
- ⑭の欄は、⑤、⑥又は⑦の欄に掲げる者が、地方税法上に定める特別障害者以外の障害者若しくは特別障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生であるときは、該当するものを○で囲んでください。
- ⑯の欄は、前年の所得について、地方税法に定める雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除、配偶者特別控除又は特定親族特別控除等を受けたときに、それぞれその項目及び当該控除額等を記入してください。
- 本年1月2日以後現住所に転入された方は、()内に転入した市町村の市区町村長の証明書を添えて出してください。
- この届について分からないことがあります。お問い合わせください。

「特定親族特別控除」を追加

自由記載2

3. 検討論点1の対応(12/15)

検討中の内容を含む

＜帳票レイアウト 12.特別児童扶養手当 22_特別児童扶養手当認定請求書＞

あなたと、あなたの配偶者・同居している扶養義務者の所得について			(1) 年分所得						
氏名	(2) 請求者		(3) 配偶者		(4) 扶養義務者				
	(5) 個人番号								
(6) 同一生計配偶者及び扶養親族の合計数(うち老人扶養親族の数(請求者については、イ70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数)特定扶養親族の数ハ16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数)	人 (1) (2) (3)								
(7) 以外で前年の12月31日において請求者によって生計を維持していた児童	人		人		人		人		人
(8) 所得額	円	※円	円	※円	円	※円	円	※円	円
(9) 障害者(特別障害者を除く。)である同一生計配偶者及び扶養親族の数	人	円	人	円	人	円	人	円	円
(10) 特別障害者である同一生計配偶者及び扶養親族の数	人	円	人	円	人	円	人	円	円
(11) 障害者・特別障害者・寡婦・ひとり親・勤労学生の別	障・特障・寡・ひとり・勤	円	障・特障・勤	円	障・特障・寡・ひとり・勤	円	障・特障・寡・ひとり・勤	円	円
(12)	円	円	円	円	円	円	円	円	円
(13) 社会保険料等相当額	円	円	円	円	円	円	円	円	円
(14) 控除後の所得額		円		円		円		円	円

- 注意
- 5 (3)の欄は、あなたと生計を同じくしている(又はあなたが養育者である場合はあなたの生計を維持している)あなたの父母、祖父母、子、孫等の直系血族と兄弟姉妹があるときに記入してください。
- 6 (2)の欄は、地方税法に定める同一生計配偶者、扶養親族(控除対象扶養親族に該当しない30歳以上70歳未満の扶養親族を除きます。)の合計数を記入してください。なお、70歳以上の同法に定める同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族並びに16歳以上19歳未満の同法に定める控除対象扶養親族があるときは、その人数を次により()内に再掲してください。
- (1) 請求者については、イに70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数を、ロに特定扶養親族の数を、ハに16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数を記入してください。
 - (2) 配偶者及び扶養義務者については、老人扶養親族の数を記入してください。
- 7 (3)の欄にいう「児童」とは、地方税法に定める扶養親族以外の者(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間)又は障害の状態にある20歳未満の者をいいます。
- 8 (4)の欄は、前年(1月から6月までの間に請求をする人の場合には、前々年をいいます。)の所得について都道府県民税の総所得金額(給与所得又は公的年金等がある場合には、給与所得及び公的年金等に係る所得の合計額から10万円を控除した額)、道職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期・短期譲渡所得金額(譲渡所得に係る特別控除を受けた場合は、その額を控除した額)及び商品先物取引に係る雑所得等の金額の合計額を記入してください。
- 9 (5)の欄は、(9)、(10)又は(11)の欄に掲げる者が、地方税法上に定める特別障害者以外の障害者若しくは特別障害者・寡婦・ひとり親・勤労学生であるときは、該当するものを○で囲んでください。
- 10 (6)の欄は、前年の所得についての地方税法に定める難損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除、配偶者特別控除又は特定親族特別控除を受けたとき、それぞれその項目及び当該控除額等を記入してください。
- 11 この請求書について分からぬことがありますら、市役所、区役所又は町村役場の人によく聞いてください。

「特定親族特別控除」を追加

自由記載1

※審査	事項	上記のとおり相違ありません。					年	月	日	市区町村長	
※※認定 (支給停止)・却下	支給開始年月日	対象障害児数	手当月額	支払期月金額	記号・番号	※添付書類 ()	戸籍、住民票、診断書・X線フィルム、前居住地の所得証明書、養育申立書・証明書、別居監護申立書・証明書、介護申立書、その他				
	(1級) 人 月から	円	12月 4月	円	第 号		※備考	総集1			
(2級) 人 月から	円	8月	円								

3. 検討論点1の対応(13/15)

10月WTから追加

検討中の内容を含む

<帳票詳細要件 12.特別児童扶養手当 11_特別児童扶養手当所得状況届>

帳票詳細要件 (11)

業務	12.特別児童扶養手当	帳票ID	0220230		
帳票名称	11.特別児童扶養手当所得状況届				
通番	システム印字項目	実装項目			印字編集条件など
		必須	オプション	不可	
16	⑤受給者	⑨	●		
17		⑨イ	●		
18		⑨ロ	●		
19		⑨ハ	●		
20		⑩	●		
21		⑪	●		
22		⑫	●		人数に加えて帳票右欄の金額も印字すること
23		⑬	●		人数に加えて帳票右欄の金額も印字すること
24		⑭	●		別に加えて帳票右欄の金額も印字すること
25	⑮	受給者欄の印字編集条件に 「特定親族特別控除」を追加			雄損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛け金控除、配偶者特別控除、 特定親族特別控除 、肉用牛売却による農業所得の免除について控除がある場合は、控除がある項目名及び金額（左右の円のうち右欄）を印字すること（2つまでとし、3つ以上ある場合は「※審査 ⑤～⑦欄の記載事項」欄に印字すること）
34	⑮	配偶者欄の印字編集条件に 「特定親族特別控除」を追加			雄損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛け金控除、配偶者特別控除、 特定親族特別控除 、肉用牛売却による農業所得の免除について控除がある場合は、控除がある項目名及び金額（左右の円のうち右欄）を印字すること（2つまでとし、3つ以上ある場合は「※審査 ⑤～⑦欄の記載事項」欄に印字すること）
43	⑮	扶養義務者1欄の印字編集条件に 「特定親族特別控除」を追加			雄損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛け金控除、配偶者特別控除、 特定親族特別控除 、肉用牛売却による農業所得の免除について控除がある場合は、控除がある項目名及び金額（左右の円のうち右欄）を印字すること（2つまでとし、3つ以上ある場合は「※審査 ⑤～⑦欄の記載事項」欄に印字すること）
52	⑮	扶養義務者2欄の印字編集条件に 「特定親族特別控除」を追加			雄損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛け金控除、配偶者特別控除、 特定親族特別控除 、肉用牛売却による農業所得の免除について控除がある場合は、控除がある項目名及び金額（左右の円のうち右欄）を印字すること（2つまでとし、3つ以上ある場合は「※審査 ⑤～⑦欄の記載事項」欄に印字すること）
57	※審査	※審査欄の印字編集条件に 「特定親族特別控除」を追加			雄損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛け金控除、配偶者特別控除、 特定親族特別控除 、肉用牛売却による農業所得の免除について控除がある場合は、控除がある項目名及び金額を印字すること（3つ以上ある場合に印字すること）

3. 検討論点1の対応(14/15)

10月WTから追加

検討中の内容を含む

〈帳票詳細要件 12.特別児童扶養手当 22 特別児童扶養手当認定請求書〉

帳票詳細要件 (22)

業務	12.特別児童扶養手当	帳票ID	0220241	
帳票名称	22.特別児童扶養手当認定請求書			
通番	システム印字項目	実装項目		印字編集条件など
		必須	オプション	
28	⑩請求者	(22) (22)イ (22)ロ (22)ハ (23) (24) (25) (26) (27) (28)	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	人数に加えて帳票右欄の金額も印字すること 人数に加えて帳票右欄の金額も印字すること 別に加えて帳票右欄の金額も印字すること 雄損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛け金控除、配偶者特別控除 特定親族特別控除 、肉用牛売却による農業所得の免除について控除がある場合は、控除がある項目名及び金額を印字すること（2つまでとし、3つ以上ある場合は※審査に印字すること）
46		(28)	受給者欄の印字編集条件に「特定親族特別控除」を追加	
55		(28)	配偶者欄の印字編集条件に「特定親族特別控除」を追加	
64		(28)	扶養義務者1欄の印字編集条件に「特定親族特別控除」を追加	
69	※審査		扶養義務者2欄の印字編集条件に「特定親族特別控除」を追加	
			※審査欄の印字編集条件に「特定親族特別控除」を追加	

3. 検討論点1の対応(15/15)

検討中の内容を含む

■地方公共団体基幹業務システム_機能別連携仕様（個人住民税）【第9.0版】（令和7年9月30日改定）

水色行：連携IFの規定単位

グレーセル：「対象データ」及び「連携方法」が枝番00と同一の内容

022
障
害
者
福
祉

連携ID	枝番	標準仕様書 関連箇所	連携機能名Lv1	機能説明	実装 類型	対象データ					連携方法		
						データ 集合名	データ項目ID	データ項目名	繰り 返し	備考	連携 頻度	API連 携	ファ イル 連 携
010e008	00	0100683	税額決定に伴う府内基幹業務システムへの個人住民税課税情報提供のための連携インターフェース	①個人住民税システムが、②府内基幹業務システムに、③当初・更正含めた税額決定に伴い個人住民税課税情報を、④提供する。	◎	個人住民税課税情報	010	00332	市区町村コード	家屋敷・事業所課税分の課税情報は連携対象に含まれない	○	0	0
						010	02623	合併前_市区町村コード					0
						010	00334	課税年度					0
						010	00335	宛名番号					0
						010	00336	課税情報履歴番号					0
						010	00363	本人該当区分_同一生計配偶者					0
						010	00364	本人該当区分_障害					0
						010	00365	本人該当区分_寡婦・ひとり親					0
						010	00366	本人該当区分_勤労学生					0
						010	00367	本人該当区分_年少扶養					0
						010	00368	本人該当区分_未成年					0
						010	00369	本人該当区分_老年者					0
						010	02789	本人該当区分_特定親族特別控除対象					0
						010	00370	扶養人數_合計					0
						010	00501	配偶者特別控除額_計算値		個人住民税控除情報の所得			0
						010	00501	特定親族特別控除額_計算値		個人住民税控除情報の所得			0

「本人該当区分_特定親族特別控除対象」が追加
※ 本人が他の納税義務者の特定親族特別控除の対象として申告されているか否かを設定する項目

「特定親族特別控除額」が追加

- 検討論点2の概要は以下のとおりです。最新のPMH仕様書である令和7年7月25日更新版について、「(別添1) PMH登録時の設定内容」に反映しています。

対応内容	修正箇所
<p>・デジタル庁のPMH仕様書の変更に伴い、「【PMH】0703_ファイル設計書_医療費助成対象者情報登録用ファイル_Ver.2.0」とび「【PMH】0703_ファイル設計書_医療費助成対象者差分履歴情報登録用ファイル_Ver.2.0」に合わせた設定内容に変更</p>	<p>○ 機能・帳票要件(06.障害福祉サービス等(受給者管理)) 機能ID:0221429、0221430を追加 ※療養介護医療・肢体不自由児通所医療について、自己負担上限額の負担率もPMHへ連携する必要があることから、自治体独自で上乗せ支給している場合に対応できる機能を追加</p> <p>○ (別添1)PMH登録時の設定内容 自立支援医療(全件) 自立支援医療(差分) 療養介護医療・肢体不自由児通所医療(全件) 療養介護医療・肢体不自由児通所医療(差分)</p>

【留意事項】

公表済みの障害者福祉システム標準仕様書の「(別添1)PMH登録時の設定内容」については、最新のデジタル庁のPMH仕様書の内容を反映できていない場合があるため、標準準拠システムに移行済みの自治体で、PMHの先行実施(自立支援医療、療養介護医療・肢体不自由児通所医療)を行う場合は、必ずデジタル庁が公表している最新のPMH仕様書に対応いただきますようお願いいたします。

デジタル庁ホームページ: <https://www.digital.go.jp/policies/health/public-medical-hub>

4. 検討論点2の対応(2/6)

<(別添1)PMH登録時の設定内容 自立支援医療(全件)、自立支援医療(差分)>

PMH登録時の設定内容(自立支援医療:差分連携)

差分連携

- 当資料は、「[PMH]0703 ファイル設計書 医療費助成対象者差分履歴情報登録用ファイル Ver.1.4 Ver.2.0 (令和7年7月25日)」を元に作成しています。
- 当資料は、PMHのファイル設計書を元に作成していますが、CSV形式又はJSON形式のAPI連携又はファイル出力における各連携項目に対する自立支援医療設定内容として記載しています。
- 差分連携時は、「[PMH]R6差分履歴連携仕様について Ver.2.0」を元に、データを設定する必要があります。
- 医療費助成対象者差分履歴情報登録を利用する場合は、医療費助成対象者情報を併用する場合はできません。
- 医療費助成対象者差分履歴情報登録に付いて、初回の全件登録をする際は、連携時点又は将来有効な受給者証のデータ(有効期間が有効かつ表示されていないデータ)を設定する必要があります。

変更点は紫文字とし、
画像は差分連携の変更点の一部を示しています

なお、障害者福祉システム標準仕様書(第5.1版)に反映しているPMHのファイル設計書及びAPI設計書は令和7年7月25日の最新版ですが、実際にPMHへ連携する際はデジタル庁が公表している最新のPMH仕様書に対応する必要があります。

#	項目名(ヘッダ)	必須	必須列(→)の 場合における条件	削除フラグの値 がtrueの場合に必須	桁数	データ型 (文字数)	固定長/ 可変長	書式	項目説明	備考	自立支援医療設定内容
9	不顯示フラグ	○			-	boolean	固定	true/false	<ul style="list-style-type: none"> 対象者の情報を不顯示にするかを表す。 DVフラグ(支援措置区分)に代わるフラグで、より広い意味での活用を想定したフラグとする。 支援措置区分以外に不顯示にする対象者を医療費助成システム上に管理していない場合、支援措置区分を連携してください(中間サーバの不顯示フラグとの同期まで求めているものではありません)。 <p>●設定値 false:顯示,true:不顯示</p>		項目説明を参考に設定する なお、当該項目を設定するために、機能ID: 0221400 管理項目「不顯示フラグ」を定めている 情報提供マトリクスを利用した不顯示フラグと同様の取扱いで設定する なお、不顯示フラグtrueの場合、対象者の医療費助成情報は医療機関に連携されないことがわかる
13	受給者証サブキー	→	履歴一式が同じ有効証が複数存在する場合は必須	☆	30	string	可変	半角英数字および半角記号	全国地方公共団体コード、機関別受給者証種別ID、マイナンバー、公費受給者番号までのキー(履歴一式)が同じ有効証が複数存在する場合に設定する。 !%&(!)*+,~./';<=>_	詳細は「[PMH]R6差分履歴連携仕様について」を参照する	デジタル庁が公表している「[PMH]R6差分履歴連携仕様について」に従い設定する なお、初回の全件登録時においても設定する
19	自己負担上限額、医科歯科入外合算、負担定義	△			1	string	固定	●コード値 1:総医療費に対する自己負担上限 2:医療保険の一部負担金に対する自己負担上限	<ul style="list-style-type: none"> 医科歯科入外合算以下に記載する負担率について、コード値のいずれかの値を記載する。 コード値の補足説明: 「1:総医療費に対する自己負担上限」とは 助成対象の総医療費に対して、自己負担上限に関する情報を設定する。 「2:医療保険の一部負担金に対する自己負担上限」とは 助成対象の総医療費のうち、医療保険の負担額、及び上位公費(国公費、都道府県公費等)が負担する額を除いた残額に対して自己負担上限を設定する。 	<ul style="list-style-type: none"> 項目#19～#160の項目名構造は以下のように表現される。 自己負担上限額、<自己負担上限額種別>、<ラベル名> 自己負担上限額種別は以下の13種別が存在する 医科歯科入外合算(令和7年度下期連携廃止予定) 医科歯科入院(令和7年度下期連携廃止予定) 医科歯科外来(令和7年度下期連携廃止予定) 薬局 医科入外合算 医科入院 医科外来 歯科入外合算 歯科入院 歯科外来 訪問看護 柔整 あはき 	<ul style="list-style-type: none"> 一律、空白を設定する 更生医療、育成医療の場合は“0”を設定 精神通院医療の場合は空白を設定する なお、運用において、次の対応も合わせて必要となります。 自立支援医療の場合は、医科・薬局・訪問看護のようPMHにて定める自己負担上限額種別をまたいで合算するため、PMH規則・国公費マスクの合算項目(0又は1)にて合算して、かつPMH特記事項項目にて合算の詳細(*)を設定する。 (+)「PMH特記事項」の記載事項 更生医療、育成医療の場合 医科歯科入外合算、医科歯科入院、医科歯科外来、薬局、医科入外合算、医科入院、医科外来、訪問看護をまたいで自己負担上限額が合算管理される。 精神通院医療の場合 薬局、医科外来、訪問看護をまたいで自己負担上限額が合算管理される。
20	自己負担上限額、医科歯科入外合算、初診のみ適用	→	対応する自己負担上限額種別の負担定義が記載されている場合は必		1	string	固定	●コード値 0:考慮しない 1:初診時における一部負担金のみ対象とする	・医科歯科入外合算の自己負担上限額について初診時一部負担金のみが対象となるかを記載する。	「1:初診時における一部負担金のみ対象とする」を指定したときは、2回目(再診時)等の取り扱いに関する条件等がある場合には、「自己負担上限額に関する未記載の条件」項目に「1:自己負担上限額について未記載の条件あり」を設定し、受給者証面項目	<ul style="list-style-type: none"> 一律、空白を設定する 更生医療、育成医療の場合は“0”を設定し、精神通院医療の場合は空白を設定する

以下の箇所について、自立支援医療(全件)は42項目、自立支援医療(差分)は45項目を変更しています。

- ・不顯示フラグの設定内容
- ・自己負担上限額種別が医科歯科入外合算、医科歯科入院及び医科歯科外来の各項目
- ・PMH仕様書のファイル名やバージョン
- ・負担率(日)、負担率(回)の各項目 等

4. 検討論点2の対応(3/6)

<(別添1)PMH登録時の設定内容 療養介護医療・肢体不自由児通所医療(全件)、療養介護医療・肢体不自由児通所医療(差分)>

PMH登録時の設定内容 (療養介護医療・肢体不自由児通所医療 : 全件連携) 全件連携

- 当資料は、「[PMH]0703 ファイル設計書 医療費助成対象者情報登録用ファイル Ver.1.2Ver.2.0 (令和7年7月25日)」を元に作成しています。
- 当資料は、PMHのファイル設計書を元に作成していますが、CSV形式又はJSON形式のAPI連携又はファイル出力における各連携項目に対する療養介護医療・肢体不自由児通所医療の設定内容として記載しています。
- 全件連携時は、送信時点又は将来有効な受給者証のデータ（有効期間が有効、かつ廃止されていないデータ）を設定する必要があります。
- 医療費助成対象者情報登録を利用する場合は、医療費助成対象者差分履歴情報登録を併用することはできません。

・なお、障害者福祉システム標準仕様書【第5.1版】に反映しているPMHのファイル設計書及びAPI設計書は令和7年7月25日の最新版ですが、実際にPMHへ連携する際はデジタル庁が公表している最新のPMH仕様書に対応する必要があります。

変更点は紫文字

#	項目名(ヘッダ)	必須	必須列(→)の場合における条件	桁数(文字数)	データ型	固定長/可変長	書式	項目説明	備考	療養介護医療・肢体不自由児通所医療設定内容
9	不開示フラグ	◎		-	boolean	固定	true/false	<ul style="list-style-type: none"> 対象者の情報を不開示にするかを表す。 DVフラグ（支援措置区分）に代わるフラグで、より広い意味での活用を想定したフラグとする。 支援措置区分以外に不開示にする対象者を医療費助成システム上に管理していない場合、支援措置区分を連携してください（中間サーバの不開示フラグとの同期まで求めているものではありません）。 <p>● 設定値 false:開示 true:不開示</p>		<p>項目説明を参考に設定する なお、当該項目を設定するために、機能ID：0221401 管理項目「不開示フラグ」を定めている 情報提供ネットワークを利用した不開示フラグと同様の取扱いで設定する なお、不開示フラグがtrueの場合、対象者の医療費助成情報は医療機関に連携されないこととなる</p>

差分連携

PMH登録時の設定内容 (療養介護医療・肢体不自由児通所医療 : 差分連携)

- 当資料は、「[PMH]0703 ファイル設計書 医療費助成対象者情報登録用ファイル Ver.1.4Ver.2.0 (令和7年7月25日)」を元に作成しています。
- 当資料は、PMHのファイル設計書を元に作成している又はJSON形式のAPI連携又はファイル出力における各連携項目に対する療養介護医療・肢体不自由児通所医療設定内容として記載しています。
- 差分連携時は、「[PMH]R6 差分履歴連携仕様Q.0」に従い、データを設定する必要があります。
- 医療費助成対象者情報登録を利用する場合は、医療費助成対象者情報登録を併用することはできません。
- 医療費助成対象者差分履歴情報登録において、登録する際は、送信時点又は将来有効な受給者証のデータ（有効期間が有効、かつ廃止されていないデータ）を設定する必要があります。

・なお、障害者福祉システム標準仕様書【第5.1版】に反映しているPMHのファイル設計書及びAPI設計書は令和7年7月25日の最新版ですが、実際にPMHへ連携する際はデジタル庁が公表している最新のPMH仕様書に対応する必要があります。

不開示フラグについて、PMH仕様書の項目説明の追記に伴い、設定内容を変更

#	項目名(ヘッダ)	必須	削除フラグの値がtrueの場合に必須	桁数(文字数)	データ型	固定長/可変長	書式	項目説明	備考	療養介護医療・肢体不自由児通所医療設定内容
9	不開示フラグ	◎		-	boolean	固定	true/false	<ul style="list-style-type: none"> 対象者の情報を不開示にするかを表す。 DVフラグ（支援措置区分）に代わるフラグで、より広い意味での活用を想定したフラグとする。 支援措置区分以外に不開示にする対象者を医療費助成システム上に管理していない場合、支援措置区分を連携してください（中間サーバの不開示フラグとの同期まで求めているものではありません）。 <p>● 設定値 false:開示 true:不開示</p>		<p>項目説明を参考に設定する なお、当該項目を設定するために、機能ID：0221401 管理項目「不開示フラグ」を定めている 情報提供ネットワークを利用した不開示フラグと同様の取扱いで設定する なお、不開示フラグがtrueの場合、対象者の医療費助成情報は医療機関に連携されないこととなる</p>
13	受給者証サブキー	→	☆	30	string	可変	半角英数字および半角記号	使用可能な半角記号は以下の通り。 !~%&!()*+, -./:;<=>?_	詳細は「[PMH]R6 差分履歴連携仕様について」を参照する	デジタル庁が公表している「[PMH]R6 差分履歴連携仕様について」に従い設定する なお、初回の全件登録においても設定する
163	履歴キー	◎	◎	20	string	可変	半角英数	<ul style="list-style-type: none"> 履歴の新旧を判別するために自治体システムが付番する重複不可の番号を指す。 履歴キーは辞書順(Unicodeコードポイント順)で、より大きな値が新しい履歴を指す。 	詳細は「[PMH]R6 差分履歴連携仕様について」を参照する	デジタル庁が公表している「[PMH]R6 差分履歴連携仕様について」に従い設定する なお、初回の全件登録においても設定する
165	削除フラグ	◎	◎	-	boolean	固定	true/false	<ul style="list-style-type: none"> 受給者証の情報を削除する際は“true”を設定する。 削除済みの受給者証の情報を有効状態に切り戻したい場合は、“false”を設定する。 	詳細は「[PMH]R6 差分履歴連携仕様について」を参照する	デジタル庁が公表している「[PMH]R6 差分履歴連携仕様について」に従い設定する

PMH仕様書のファイル名の変更に合わせて変更

4. 検討論点2の対応(4/6)

デジタル庁のPMH仕様書において「不開示フラグ」の項目説明に「中間サーバの不開示フラグとの同期まで求めているものではありません」の説明が追加されたため、機能・帳票要件(01.障害者福祉共通)の機能ID:0221400、0221401(PMH連携用「不開示フラグ」の管理等)について、要件の考え方・理由欄の一部内容を訂正しています。

機能・帳票要件							【実装区分】 ◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能								
大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改 した項目の種別)	機能ID	機能要件		実装区分	障害者福祉 システム	障害者総合 支援シス テム	審査会 システム	請求審査シ ステム	特別児童扶 養手当シス テム	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
1.障害者福祉共通	1.3.データ管理機能		訂正	0221400	自立支援医療のオンライン資格確認でPMHに連携するため必要な項目である不開示フラグを管理し、自立支援医療の各台帳画面や一覧で確認できること 【管理項目】不開示フラグ		◎	×	×	×	×	×	・「別添1」PMH登録時の設定内容」#9「不開示フラグ」に設定するための管理する項目である。 ・当項目は副本登録時に利用する自治体中間サーバー外部インターフェイス仕様書-別添2コード定義書1.3.63「不開示フラグ（0:開示、1:不開示）」に該当するが、PMHの仕様に合わせてfalse:開示 true:不開示で管理する。	【第3.0版】標準化検討会における検討により追加 【第5.0版】機能ID：0221356から修正	令和9年4月1日
1.障害者福祉共通	1.3.データ管理機能		訂正	0221401	療養介護医療及び肢体不自由児通所医療のオンライン資格確認でPMHに連携するため必要な項目である不開示フラグを管理し、療養介護医療及び肢体不自由児通所医療に係る各台帳画面や一覧で確認できること 【管理項目】不開示フラグ		◎	◎	×	×	×	×	・「別添1」PMH登録時の設定内容」#9「不開示フラグ」に設定するための管理する項目である。 ・当項目は副本登録時に利用する自治体中間サーバー外部インターフェイス仕様書-別添2コード定義書1.3.63「不開示フラグ（0:開示、1:不開示）」に該当するが、PMHの仕様に合わせてfalse:開示 true:不開示で管理する。 【第5.0版】療養介護医療及び肢体不自由児通所医療のオンライン資格確認に対応するため、当該機能を追加している。	【第3.0版】自立支援医療のオンライン資格確認に対応するため、当該機能を追加している。 【第5.0版】標準化検討会における検討により、適合基準日を修正することから、当該機能IDに修正している。	令和9年4月1日

不開示フラグに関する補記を削除

4. 検討論点2の対応(5/6)

10月WTから追加

検討中の内容を含む

デジタル庁より、「(別添1)PMH登録時の設定内容」における自己負担上限額の負担率及び金額の各項目について「自己負担がない場合は、負担率ではなく金額の(月)(日)(回)のすべてに「0」を設定すること」の修正依頼があり、更に追加条件について「自立支援医療(精神通院医療)において、「境界層区分」が必要であることが判明」、「設定すべき自己負担上限額の種別が異なることが判明」したため該当項目の設定内容について修正等をしています。 ※令和7年10月31日開催のWT後の変更点は緑色としています。

#	項目名(ヘッダ)	必須	必須列(→)の場合における条件	行数(文字数)	データ型	固定長/可変長	書式	項目説明	備考	自立支援医療設定内容
15	追加条件	△		40	string	可変		追加条件項目コード(半角数字)と追加条件コード(半角数字)を"-"でつなぎ文字列を;"区切りで記載	<ul style="list-style-type: none"> 所得区分以外で、医療機関等職員による医療費助成の負担金計算等に必要な各制度で定められた各種区分の情報。具体的には、以下の条件に該当する情報を記載する。 券面記載項目のうち、個人に紐づく情報 負担割合や負担額などの条件が変わる情報 他のセコイ記載項目、主保険の情報で判定ができないもの 制度マスタ(所得区分以外)の仕様、設定方法等については、「PMH」制度関連マスク説明資料を参照する。 	<p>各自治体/自治体システムベンダーにマスタ情報を事前に提出いただく。</p> <p>(例)</p> <p>- 小児慢性における「適用区分」</p> <p>小児慢性(法別番号: 52) - 難病(法別番号: 54) - 自立支援(法別番号: 15, 16, 21) - における「患者区分」</p> <p>- 小児慢性(法別番号: 52) - 難病(法別番号: 54) - 自立支援(法別番号: 15, 16, 21) - における「人手呼吸器等装着者」</p> <p>デジタル庁が公表している「PMH」制度関連マスク説明資料及び別紙「PMHマスクガイド・仕様説明」に従い、以下の通り設定する。</p> <p>○ PMHで管理する「重度かつ継続」項目に対応するため、管理項目「重度かつ継続コード」に関して以下のおりPMHの追加条件値に書き換えて設定する</p> <p>- 4:0 - 非該当</p> <p>- 4:1 - 該当</p> <p>○ 更生医療・育成医療の場合は、PMHで管理する「境界層区分」項目に応じるため、管理項目「生保移行防止減免対象区分コード」に関して以下のとおりPMHの追加条件値に書き換えて設定する</p> <p>- 6:0 - 非該当</p> <p>- 6:1 - 該当</p>
54	自己負担上限額, 薬局, 負担率(日)	△		3	integer	可変		<ul style="list-style-type: none"> 自己負担上限額の条件が薬局かつ1日あたりの負担率で定められている場合、負担率(単位: %)を記載する。 制度上の規定を本仕様書の行数・データ型で表現できない場合、本項目は入力不要として、#163で定義する受給者証券面項目の中で記載する。 制度上規定がない場合は本項目は入力不要とする。 	<p>例</p> <p>- 負担率が10%の場合、"10"と記載する</p> <p>- 負担率が1/3のような分数の場合、入力不要とする</p> <p>※負担率は日・月・回で異なることがないため、負担率(日)・負担率(月)・負担率(回)の3項目全てに同一の値を設定すること。</p>	<p>#55と同様の内容を設定する</p> <p>-一律・空白を設定する</p>
55	自己負担上限額, 薬局, 負担率(月)	△		3	integer	可変		<ul style="list-style-type: none"> 自己負担上限額の条件が薬局かつ1月あたりの負担率で定められている場合、負担率(単位: %)を記載する。 制度上の規定を本仕様書の行数・データ型で表現できない場合、本項目は入力不要として、#163で定義する受給者証券面項目の中で記載する。 制度上規定がない場合は本項目は入力不要とする。 	<p>例</p> <p>- 負担率が10%の場合、"10"と記載する</p> <p>- 負担率が1/3のような分数の場合、入力不要とする</p> <p>※負担率は日・月・回で異なることがないため、負担率(日)・負担率(月)・負担率(回)の3項目全てに同一の値を設定すること。</p>	<p>管理項目「負担上限月額」が0の場合は空白、0以外の場合は"10"を設定する</p> <p>自治体独自で上乗せ支給している場合は、管理項目「PMH連携用独自上乗せの自己負担上限額」が0の場合は空白、0以外の場合は管理項目「PMH連携用独自上乗せ後」の負担率」を設定する</p> <p>以下のように設定する</p> <p>- 管理項目「所得区分コード」により以下を選択する</p> <p>- 0+1:生活保護</p> <p>- 10+1:生活保護以外</p> <p>- 自治体独自で上乗せ後は同じ</p>
56	自己負担上限額, 薬局, 負担率(回)	△		3	integer	可変		<ul style="list-style-type: none"> 自己負担上限額の条件が薬局かつ1回あたりの負担率で定められている場合、負担率(単位: %)を記載する。 制度上の規定を本仕様書の行数・データ型で表現できない場合、本項目は入力不要として、#163で定義する受給者証券面項目の中で記載する。 制度上規定がない場合は本項目は入力不要とする。 	<p>例</p> <p>- 負担率が10%の場合、"10"と記載する</p> <p>- 負担率が1/3のような分数の場合、入力不要とする</p> <p>※負担率は日・月・回で異なることがないため、負担率(日)・負担率(月)・負担率(回)の3項目全てに同一の値を設定すること。</p>	<p>#55と同様の内容を設定する</p> <p>-一律・空白を設定する</p>
57	自己負担上限額, 薬局, 金額(日)	△		8	integer	可変		<ul style="list-style-type: none"> 自己負担上限額の条件が薬局かつ1日あたりの金額で定められている場合、金額(単位: 円)を記載する。 制度上の規定を本仕様書の行数・データ型で表現できない場合、本項目は入力不要として、#163で定義する受給者証券面項目の中で記載する。 制度上規定がない場合は本項目は入力不要とする。 	<p>例</p> <p>- 自己負担なし(無料)の場合は、金額(日)・金額(月)・金額(回)の3項目を0円で設定する。</p>	<p>原則、空白を設定するが、#56が"0"の場合は"0"を設定する</p> <p>-一律・空白を設定する</p>
58	自己負担上限額, 薬局, 金額(月)	△		8	integer	可変		<ul style="list-style-type: none"> 自己負担上限額の条件が薬局かつ1月あたりの金額で定められている場合、金額(単位: 円)を記載する。 制度上の規定を本仕様書の行数・データ型で表現できない場合、本項目は入力不要として、#163で定義する受給者証券面項目の中で記載する。 制度上規定がない場合は本項目は入力不要とする。 	<p>自己負担なし(無料)の場合は、金額(日)・金額(月)・金額(回)の3項目を0円で設定する。</p>	<p>以下のように設定する</p> <p>- 管理項目「負担上限月額」が所得区分コードに応じた自己負担上限額を設定するが、高額療養費の自己負担限度額といった自己負担上限額に数値を示せない場合は空白とする</p> <p>- 自治体独自で上乗せ支給している場合は、管理項目「PMH連携用独自上乗せの自己負担上限額」受給者証券面と同様に上乗せ後の額を設定する</p>
59	自己負担上限額, 薬局, 金額(回)	△		8	integer	可変		<ul style="list-style-type: none"> 自己負担上限額の条件が薬局かつ1回あたりの金額で定められている場合、金額(単位: 円)を記載する。 制度上の規定を本仕様書の行数・データ型で表現できない場合、本項目は入力不要として、#163で定義する受給者証券面項目の中で記載する。 	<p>自己負担なし(無料)の場合は、金額(日)・金額(月)・金額(回)の3項目を0円で設定する。</p>	<p>原則、空白を設定するが、#56が"0"の場合は"0"を設定する</p> <p>-一律・空白を設定する</p>

画像は変更点の一部を示しています

自立支援医療(全件、差分)について、追加条件の「境界層区分」に精神通院医療も設定が必要となるため修正

自立支援医療(全件、差分)、療養介護医療・肢体不自由児通所医療(全件、差分)について、自己負担上限額の負担率及び金額の各項目の設定をデジタル庁の修正依頼を踏まえて修正

4. 検討論点2の対応(6/6)

10月WTから追加

検討中の内容を含む

機能・帳票要件 ※ 小項目には機能ID(0日)のIDを設定している。

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	【実装区分】 ◎: 実装必須機能、○: 標準オプション機能、×: 実装不可機能			要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
						障害者福祉システム	障害者総合支援システム	審査会システム			
6.障害福祉サービス等(受給者管)	6.1.受給者台帳管理機能			0221402	PMHへ独自上乗せ後の医療部分負担上限月額を連携する必要があることから、以下を管理できること。 【管理項目】 PMH連携用独自上乗せ後の医療部分負担上限月額	○	○	×	【第5.0版】療養介護医療及び肢体不自由児通所医療のオンライン資格確認に対応するため、当該機能を追加している。	【第5.0版】標準化検討会における検討により追加	
6.障害福祉サービス等(受給者管)	6.1.受給者台帳管理機能	新規追加		0221429	PMHへ独自上乗せ後の医療部分負担率を連携する必要があることから、以下を管理できること。 【管理項目】 PMH連携用独自上乗せ後の医療部分負担率	○	○	×	【第5.1版】療養介護医療及び肢体不自由児通所医療のオンライン資格確認に対応するため、当該機能を追加している。	【第5.1版】標準化検討会における検討により追加	
6.障害福祉サービス等(受給者管)	6.1.受給者台帳管理機能			0221403	障害福祉サービス等(受給者管理)独自施策利用項目を利用した独自事業(上乗せ)の医療部分負担上限月額を、機能ID: 0221402 のPMH連携用独自上乗せ後の医療部分負担上限月額に自動反映できること。	○	○	×	PMHへ独自上乗せ後の医療部分負担率を障害福祉サービス等(受給者管理)独自施策利用項目で管理している医療部分負担上限月額から自動設定できる機能である。 【第5.0版】療養介護医療及び肢体不自由児通所医療のオンライン資格確認に対応するため、当該機能を追加している。	【第5.0版】標準化検討会における検討により追加	
6.障害福祉サービス等(受給者管)	6.1.受給者台帳管理機能	新規追加		0221430	障害福祉サービス等(受給者管理)独自施策利用項目を利用した独自事業(上乗せ)の所得区分から、機能ID: 0221429 のPMH連携用独自上乗せ後の医療部分負担率をペンダの実装範囲において自動で設定できること。	○	○	×	PMHへ独自上乗せ後の医療部分負担率を障害福祉サービス等(受給者管理)独自施策利用項目で管理している所得区分から自動設定できる機能である。 【第5.1版】療養介護医療及び肢体不自由児通所医療のオンライン資格確認に対応するため、当該機能を追加している。	【第5.1版】標準化検討会における検討により追加	

療養介護医療・肢体不自由児通所医療について、自己負担上限額の負担率もPMHへ連携する必要があることから、自治体独自で上乗せ支給している場合に対応できる機能を追加

#	項目名(ヘッダ)	必須	項目説明	備考	療養介護医療・肢体不自由児通所医療 設定内容
88	自己負担上限額、医科外来、負担率(日)	△	・自己負担上限額の条件が医科外来かつ1日あたりの負担率で定められている場合は、負担率(単位: %)を記載する。 ・制度上の規定を本仕様書の行数・データ型で表現できない場合、本項目は入力不要として、#163で定義する受給者証券面項目の中で記載する。 ・制度上規定がない場合は本項目は入力不要とする。	例 ・負担率が10%の場合、"10"と記載する ・負担率が1/3のような分数の場合、入力不要とする ※負担率は日・月・回で異なることがないため、負担率(日)・負担率(月)・負担率(回)の3項目全てに同一の値を設定すること。	#89と同様の内容を設定する 一律、空白を設定する
89	自己負担上限額、医科外来、負担率(月)	△	・自己負担上限額の条件が医科外来かつ1月あたりの負担率で定められている場合は、負担率(単位: %)を記載する。 ・制度上の規定を本仕様書の行数・データ型で表現できない場合、本項目は入力不要として、#163で定義する受給者証券面項目の中で記載する。 ・制度上規定がない場合は本項目は入力不要とする。	例 ・負担率が10%の場合、"10"と記載する ・負担率が1/3のような分数の場合、入力不要とする ※負担率は日・月・回で異なることがないため、負担率(日)・負担率(月)・負担率(回)の3項目全てに同一の値を設定すること。	療養介護医療は空白を設定し、肢体不自由児通所医療は以下のとおり設定する ・管理項目「医療部分負担上限月額」が0の場合は空白、0以外の場合は"10"を設定する ・自治体独自で上乗せ支給している場合は、管理項目「PMH連携用独自上乗せ後の医療部分負担上限月額」が0の場合は空白、0以外の場合は管理項目「PMH連携用独自上乗せ後の医療部分負担率」を設定する 一律、空白を設定する
90	自己負担上限額、医科外来、負担率(回)	△	・自己負担上限額の条件が医科外来かつ1回あたりの負担率で定められている場合は、負担率(単位: %)を記載する。 ・制度上の規定を本仕様書の行数・データ型で表現できない場合、本項目は入力不要として、#163で定義する受給者証券面項目の中で記載する。 ・制度上規定がない場合は本項目は入力不要とする。	例 ・負担率が10%の場合、"10"と記載する ・負担率が1/3のような分数の場合、入力不要とする ※負担率は日・月・回で異なることがないため、負担率(日)・負担率(月)・負担率(回)の3項目全てに同一の値を設定すること。	#89と同様の内容を設定する 一律、空白を設定する

画像は変更点の一部を示しています

・療養介護医療・肢体不自由児通所医療について、自己負担上限額の負担率もPMHへ連携する必要があることから、設定内容を修正

・肢体不自由児通所医療は、設定する自己負担上限額の種別を医科入院から医科外来に修正

5. 社会保険診療報酬支払基金の見直しに伴う対応(1/2)

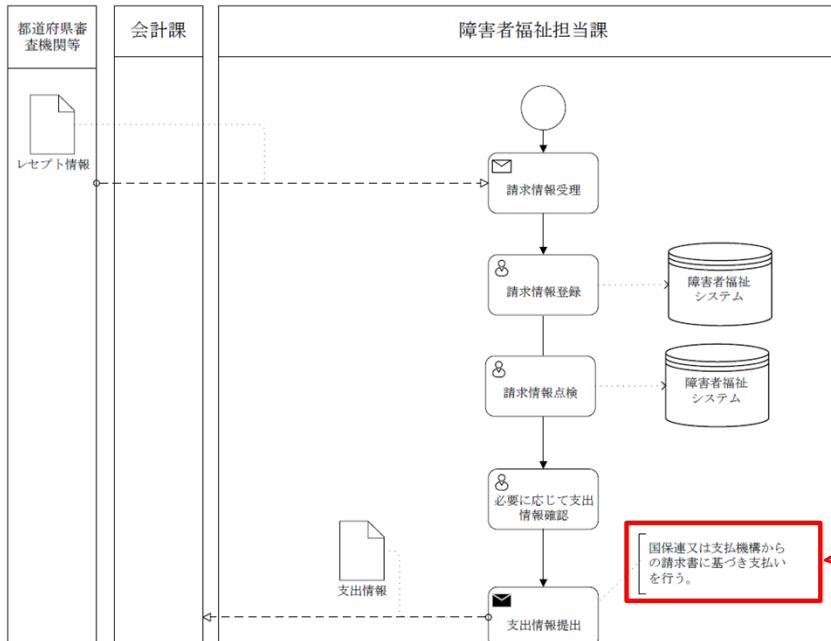
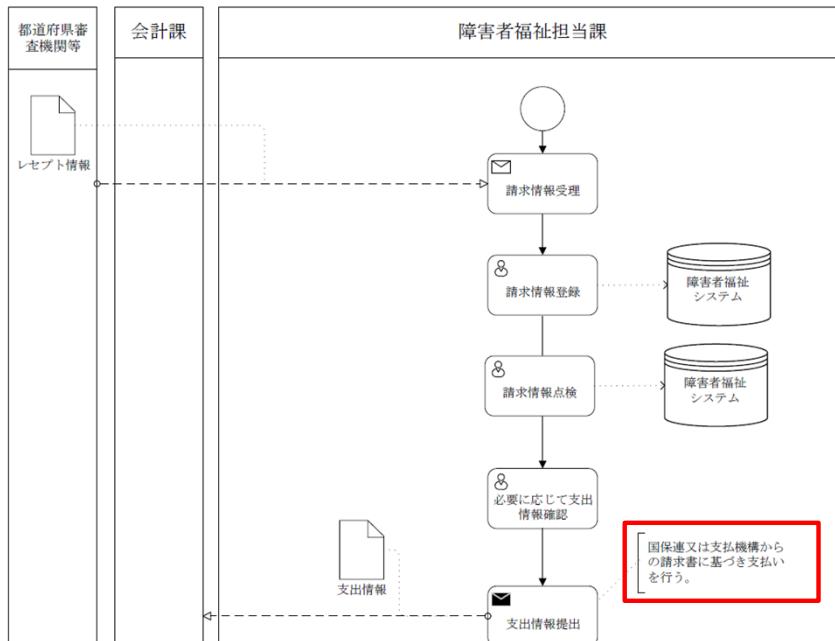
10月WTから追加

- 「社会保険診療報酬支払基金」が「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」となることに伴い、業務フロー及び機能・帳票要件の表記を修正しています。なお、実装に影響する修正ではないことから、「訂正」の扱いとしています。

対応内容	訂正箇所
「社会保険診療報酬支払基金」が「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」となることに伴い、標準仕様書の該当する表記を変更	<ul style="list-style-type: none">○ 業務フロー<ul style="list-style-type: none">・08 更生医療 05 公費負担医療管理・09 育成医療 05 公費負担医療管理○ 機能・帳票要件<ul style="list-style-type: none">・01.障害者福祉共通 機能ID:0220084・08.自立支援医療(更生医療) 機能ID:0220887、0220889・09.自立支援医療(育成医療) 機能ID:0220962、0220964・10.自立支援医療(精神通院医療) 機能ID:0221038

区分	1 障害者福祉	大分類	08 更生医療	小分類	05 公費負担医療管理
----	---------	-----	---------	-----	-------------

区分	1 障害者福祉	大分類	09 育成医療	小分類	05 公費負担医療管理
----	---------	-----	---------	-----	-------------



「支払基金」を
「支払機構」に
表記を訂正

5. 社会保険診療報酬支払基金の見直しに伴う対応(2/2)

10月WTから追加

機能・帳票要件							【実装区分】◎：実装必須機能 ○：標準オプション機能 ×：実装不可機能					
大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件		障害者福祉システム	障害者総合支援システム	審査会システム	請求審査システム	特別児童扶養手当システム	要件の考え方・理由
1.障害者福祉共通	1.2.マスタ管理機能	1.2.14.	訂正	0220084	各事業で管理する医療機関マスタ情報をCSVファイルから一括登録できること。 ※ 各都道府県や医療情報基盤・診療報酬審査支払機構支払基金によりファイルレイアウトが異なる場合がありますが、更新条件やデータ処理等はベンダの実装範囲の機能とする。		○	×	×	×	×	医療機関マスターは障害者福祉共通として一元管理することは差し支えない。

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由
8.自立支援医療(更生医療)	8.3.公費負担医療管理機能	8.3.4.	訂正	0220887	都道府県審査機関等から送付されたレセプト情報を(社保)を請求年月単位に管理(登録、修正、削除、照会)できること。 【管理項目】 管理項目はレセプト情報(国保)と同様 ※ 手入力による管理、ファイル取込による一括入力のどちらもできること	◎	ファイル取込みの対象となるファイル(は、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構社会保険診療報酬支払基金より提供される連名簿(CSV形式))とする。
8.自立支援医療(更生医療)	8.3.公費負担医療管理機能	8.3.5.	訂正	0220889	都道府県審査機関等から送付されたレセプト情報を(生保)を請求年月単位にファイル取込による一括入力ができること。	○	ファイル取込みの対象となるファイル(は、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構社会保険診療報酬支払基金より提供される固有テキスト情報ファイル)とする。
9.自立支援医療(育成医療)	9.3.公費負担医療管理機能	9.3.3.	訂正	0220962	都道府県審査機関等から送付されたレセプト情報を(社保)を請求年月単位に管理(登録、修正、削除、照会)できること。 【管理項目】 ※レセプト情報(国保)と同様 ※ 手入力による管理、ファイル取込による一括入力のどちらもできること	◎	ファイル取込みの対象となるファイル(は、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構社会保険診療報酬支払基金より提供される連名簿(CSV形式))とする。
9.自立支援医療(育成医療)	9.3.公費負担医療管理機能	9.3.4.	訂正	0220964	都道府県審査機関等から送付されたレセプト情報を(生保)を請求年月単位にファイル取込による一括入力ができること。	○	ファイル取込みの対象となるファイル(は、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構社会保険診療報酬支払基金より提供される固有テキスト情報ファイル)とする。
10.自立支援医療(精神通院医療)	10.3.公費負担医療管理機能	10.3.2.	訂正	0221038	都道府県審査機関等から送付されたレセプト情報を(国保)を請求年月単位に管理(登録、修正、削除、照会)できること。 【管理項目】 受給者番号 公費負担者番号 保険の種類コード 診療年月 請求年月 保険者番号 点数表コード 医療機関コード 入院入院外区分コード 日数 決定点数 総医療費 医療保険負担額	○	自治体の運用(都道府県の運用も含む)により、レセプトのシステム管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。 ※社保レセプトにおいてファイル取込みの対象となるファイルは、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構社会保険診療報酬支払基金より提供される連名簿(CSV形式)とする。 ※生保レセプトにおいてファイル取込みの対象となるファイルは、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構社会保険診療報酬支払基金より提供される固有テキスト情報ファイルとする。

「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に表記を修正

6. 標準化PMOツール等からのご意見を踏まえた訂正(1/13)

No	ご意見の内容	訂正内容
1	<p>【検討課題一覧 No.19】</p> <p>障害者福祉システム標準仕様書【第5.0版】(別紙4)帳票レイアウト</p> <p>帳票ID:0220062、0220087、0220088、0220232、0220233、0220242、0220243、0220245、0220246</p> <p>以下の帳票※について、「障害者福祉システム標準仕様書【第5.0版】(別紙4)帳票レイアウト」では帳票の裏面に様式番号が表記されているため不要であれば削除した方が良いと思います。</p> <p>※「認定通知書」(帳票ID:0220062)、「障害児福祉手当認定請求書」(帳票ID:0220087)・「特別障害者手当認定請求書」(帳票ID:0220088)、「特別児童扶養手当認定通知書」(帳票ID:0220232)・「特別児童扶養手当支給停止通知書」(帳票ID:0220233)・「特別児童扶養手当額改定請求書」(帳票ID:0220242)・「特別児童扶養手当額改定届」(帳票ID:0220243)・「特別児童扶養手当資格喪失届」(帳票ID:0220245)・「未支払特別児童扶養手当請求書」(帳票ID:0220246)</p>	<p>ご意見の帳票レイアウトの裏面の様式番号については不要であるため、令和8年1月改定に合わせて削除する訂正を行います。</p> <p>○変更箇所</p> <p>帳票レイアウト 05.国制度手当</p> <p>帳票ID:0220062 01_認定通知書</p> <p>帳票ID:0220087 26_障害児福祉手当認定請求書</p> <p>帳票ID:0220088 27_特別障害者手当認定請求書</p> <p>帳票レイアウト 12.特別児童扶養手当</p> <p>帳票ID:0220232 13_特別児童扶養手当認定通知書</p> <p>帳票ID:0220233 14_特別児童扶養手当支給停止通知書</p> <p>帳票ID:0220242 23_特別児童扶養手当額改定請求書</p> <p>帳票ID:0220243 24_特別児童扶養手当額改定届</p> <p>帳票ID:0220245 26_特別児童扶養手当資格喪失届</p> <p>帳票ID:0220246 27_未支払特別児童扶養手当請求書</p>

例 <05.国制度手当 01_認定通知書【第5.0版】>

窓口宛名	第 年 月		
手 当 名認定通知書			
福社事業所			
申請 付で請求のありました手当の受給資格については、 おり認定しましたので通知します。			
記			
受給者氏名			
受給者住所			
支給手当月額	円	支給開始月	年
振込先又は 支 払 場 所			
備 考	固定文言 1+備考 1		
自由記載 1			
<p>この認定に該当があるときは、この認定書を受けた日の翌日から算定して3ヶ月間、支給手当を受けることができます。ただし、この通知書を交付日の翌日から認定して3ヶ月以内であっても、この日の翌日から認定して1ヶ月を超過した場合は、支給手当を受けることができません。</p> <p>参考文</p> <p>この他の請求も手当の請求（前項除く）は、この通知書を受けての翌日以降に、市町村の認定課へ手当についての認定申請書を提出する場合、申請手続（道徳手続）、代替する場合は市町村（道徳手続）となり得ます。</p>			

＜05.国制度手当 01_認定通知書【第5.1版】案＞

裏面の「様式番号」 を削除

05.国制度手当 01_認定通知書 と同様に、上記に記載している帳票レイアウトを訂正しています。

6. 標準化PMOツール等からのご意見を踏まえた訂正(2/13)

No	ご意見の内容	訂正内容
2	<p>【検討課題一覧 No.20】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者福祉システム標準仕様書【第5.0版】(別紙4)帳票レイアウト 帳票ID:0220172、0220173、0220176、0220180、0220185、0220186、0220191、0220194 <p><u>更生医療・育成医療の「認定決定通知書」(帳票ID:0220172、0220185)、「却下通知書」(帳票ID:0220173、0220186)・「変更決定通知書」(帳票ID:0220176、0220191)・「支給認定取消通知書」(帳票ID:0220180、0220194)の教示文について、「障害者福祉システム標準仕様書【第5.0版】(別紙4)帳票レイアウト」では『都道府県名知事に対して審査請求をすることができます』との記載になっていますが、自立支援医療費に係る処分は障害者総合支援法第97条第1項の規定に該当しないため『市町村名長に対して審査請求をすることができます』の記載が正しいのではないかと思います。</u></p>	<p>ご意見の帳票レイアウトの教示文について、審査請求先は「都道府県知事」ではなく「市町村長」となるため、令和8年1月改定に合わせて訂正を行います。</p> <p>○変更箇所</p> <p>帳票レイアウト 08.自立支援医療(更生医療) 帳票ID:0220172_05_認定決定通知書 帳票ID:0220173_06_却下通知書 帳票ID:0220176_09_変更決定通知書 帳票ID:0220180_13_支給認定取消通知書</p> <p>帳票レイアウト 09.自立支援医療(育成医療) 帳票ID:0220185_03_認定決定通知書 帳票ID:0220186_04_却下通知書 帳票ID:0220191_09_変更決定通知書 帳票ID:0220194_12_支給認定取消通知書</p>

上記に記載している帳票レイアウトについて、審査請求先を「都道府県知事」から「市町村長」となるように修正

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内で、市町村名長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

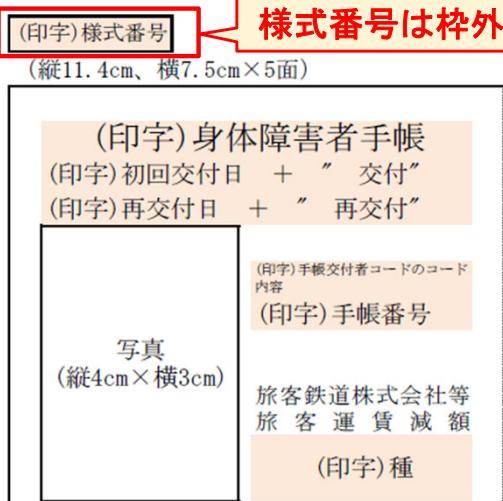
この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、市町村名を被告として（訴訟において教示文を代表する者は市町村長となります。）提起することができます（なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます（なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

6. 標準化PMOツール等からのご意見を踏まえた訂正(3/13)

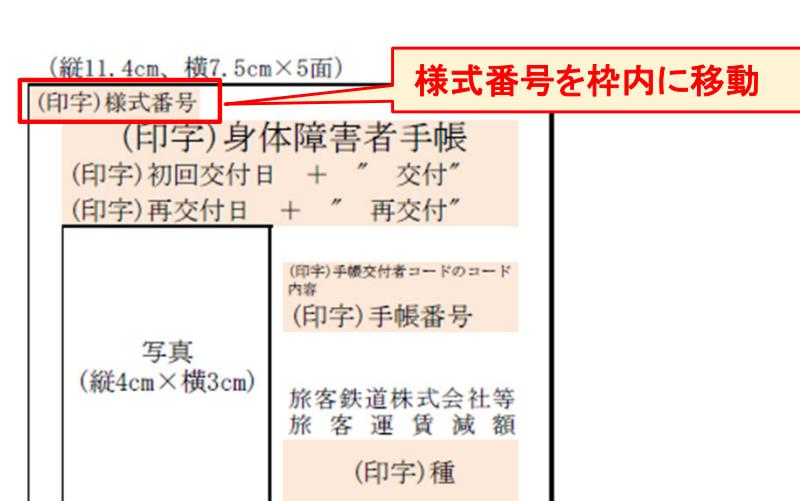
No	ご意見の内容	訂正内容
3	<p>【検討課題一覧 No.25】 (帳票ID:0220017)14.身体障害者手帳(紙様式) (帳票ID:0220038)11.療育手帳(紙様式) (帳票ID:0220054)08.障害者手帳(紙様式) 上記帳票IDの用紙のサイズについての確認となります。</p> <p>標準仕様書には、「1面のサイズ」と「面数」が定義されております。 したがって、<u>手帳のサイズは「(縦)1面の縦サイズ、(横)1面の横サイズ×面数」となる認識です。</u> ただし、障害者福祉標準仕様書第5.0版の帳票レイアウトを確認すると、対象の帳票には<u>様式番号が枠外左上に印字されている</u>ため、実際の用紙サイズとしては手帳のサイズより一回り大きくする必要があります。 手帳を印字するための用紙は特殊サイズの用紙(A4等ではない)になる想定のため、印刷する用紙のサイズを定義することで、各自治体様でご準備いただく用紙サイズを統一した方がよいと考えます。そのため、用紙サイズは標準仕様書に記載のある「(縦)1面の縦サイズ、(横)1面の横サイズ×面数」とし、<u>様式番号は枠内((縦)1面の縦サイズ、(横)1面の横サイズ×面数)のサイズ内に印字する</u>仕様としたので問題ないでしょうか。 ※これにより、自治体様は「(縦)1面の縦サイズ、(横)1面の横サイズ×面数」のサイズの用紙をご準備いただくことでの統一的な対応が可能となります。</p>	<p>ご意見の帳票レイアウトの「(縦)1面の縦サイズ、(横)1面の横サイズ×面数」の枠外にある様式番号については枠内が望ましいため、令和8年1月改定に合わせて訂正を行います。</p> <p>○変更箇所 帳票レイアウト 02.身体障害者手帳 帳票ID:0220017 14.身体障害者手帳(紙様式)</p> <p>帳票レイアウト 03.療育手帳 帳票ID:0220038 11.療育手帳(紙様式)</p> <p>帳票レイアウト 04.精神障害者保健福祉手帳 帳票ID:0220054 08.障害者手帳(紙様式)</p>

<02.身体障害者手帳>

【第5.0版】



【第5.1版】案



6. 標準化PMOツール等からのご意見を踏まえた訂正(4/13)

<03.療育手帳>

【第5.0版】

(印字)様式番号 (B 7とする 縦9.1cm、横12.8cm×4面)

(印字)療育手帳	
写真	(印字)手帳番号 (○○県(市) 第 号) (印字)初回交付日 + "交付" (印字)再交付日 + "再交付"

様式番号は枠外

【第5.1版】案

(B 7とする 縦9.1cm、横12.8cm×4面)

(印字)様式番号	(印字)療育手帳
写真	(印字)手帳番号 (○○県(市) 第 号) (印字)初回交付日 + "交付" (印字)再交付日 + "再交付"

様式番号を枠内に移動

<04.精神障害者保健福祉手帳>

【第5.0版】

(縦9cm、横6cm×4面)

(印字)障害者手帳 写真 (縦4cm×横3cm)	余白 (印字) 設定に (印字) 自由記	交付日 (印字)交付日 有効期限 (印字)有効期限 (更新) (更新)	余白 (印字)設定に従う	備考 (印字)設定に従う
--------------------------------	---	--	-----------------	-----------------

様式番号は枠外

(印字)別紙様式4

【第5.1版】案

(縦9cm、横6cm×4面)

(印字)別紙様式 (印字)障害者手帳 写真 (縦4cm×横3cm)	余白 (印字) 設定に (印字) 自由記	交付日 (印字)交付日 有効期限 (印字)有効期限 (更新) (更新)	余白 (印字)設定に従う	備考 (印字)設定に従う
--	---	--	-----------------	-----------------

様式番号を枠内に移動

6. 標準化PMOツール等からのご意見を踏まえた訂正(5/13)

No	ご意見の内容	訂正内容
4	<p>【検討課題一覧 No.26】 (介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費)支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書、(介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費)支給変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書について支給変更申請書には地域相談支援給付費の記載がありますが、支給変更決定通知書には記載がありません。</p> <p>何か意図があって記載していないということでしょうか？支給変更決定通知書に記載がない理由をお教え願います。</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害者福祉システム標準仕様書【第5.0版】(別紙2)機能・帳票要件 機能ID:0220716 障害者福祉システム標準仕様書【第5.0版】(別紙3)帳票詳細要件 障害者福祉システム標準仕様書【第5.0版】(別紙4)帳票レイアウト 帳票ID:0220111 <p>「(介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費)支給変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書」(帳票ID:0220111)について、「(介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費)支給(給付)決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書」(帳票ID:0220105)と異なり地域相談支援給付費が含まれていないのは「介護給付費等に係る支給決定事務等について(事務処理要領)」の第2のVIIの11より「なお、運用上、申請による地域相談支援給付決定の変更は想定されないことに留意。」とあるためと推察しますが、障害者総合支援法第51条の9第2項の職権により地域相談支援給付決定の変更の決定を行った場合、障害者総合支援法施行規則第34条の45第1項の規定に基づく書面による通知を「(介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費)支給変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書」により行うことになるのでしょうか？</p>	<p>「18_(介護給付費等)支給変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書」につきましては、「介護給付費等に係る支給決定事務等について」様式例集様式第8号に準じているため、「地域相談支援給付費」を記載しておりませんが、障害者総合支援法施行規則第三十四条の四十五第一項の規定を踏まえ、令和8年1月改定に合わせて「地域相談支援給付費」の記載を追加する訂正を行います。</p> <p>○変更箇所 06.障害福祉サービス等(受給者管理) 機能・帳票要件 機能ID:0220716 帳票詳細要件、帳票レイアウト 帳票ID:0220111 18.(介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費)支給変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書</p>

<支給変更決定通知書【第5.0版】>

様式第8号

窓空宛名	第 年 月 日	市 町 村 長	印
------	---------	---------	---

(介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費) 支給変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書

申請日 に申請がありました(介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費)の支給変更(及び利用者負担額減額・免除等の変更)について、(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第22条(及び)第29条)(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第34条)の規定に基づき下記のとおり決定し、通知します。

機能・帳票要件、帳票詳細要件における訂正は、帳票名称に「地域相談支援給付費」を追加

<支給変更決定通知書【第5.1版】案>

様式第8号

窓空宛名	第 年 月 日	市 町 村 長	印
------	---------	---------	---

(介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費) 支給変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書

申請日 に申請がありました(介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費)の支給変更(及び)利用者負担額減額・免除等の変更について、(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第24条)(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第34条の5)(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の9)の規定に基づき下記のとおり決定し、通知します。

「地域相談支援給付費」を追加

「地域相談支援給付費」を追加

根拠条項を「(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第24条)(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第34条の5)(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の9)」に変更

6. 標準化PMOツール等からのご意見を踏まえた訂正(6/13)

10月WTから追加

No	ご意見の内容	訂正内容
5	<p>【検討課題一覧 No.41】 機能ID:0220042、0220043、0221258 当該機能IDの要件の考え方・理由欄に「市区、権限移譲された町村で対応が必要な自治体は実装必須となる。」旨の記載を追加することをご検討ください。</p> <p>当該機能IDの実装区分の規定に基づき、<u>機能別連携仕様の機能ID:0220014、0220016、0220061において連携元の障害者福祉では「標準オプション機能」と規定している一方で、連携先の生活保護では機能要件に基づき「実装必須」と規定されており、連携業務間で実装類型の不整合が生じています。</u> この不整合により、連携元の障害者福祉が実装不要と判断した場合、連携が実現しないことが推察されます。</p>	<p>機能ID:0220042(国制度手当情報の提供)、0220043(特別児童扶養手当情報の提供)、0221258(自立支援医療(育成医療)情報の提供)につきましては、必ずしも全ての市区町村が行うものではないことから標準オプション機能としておりますが、生活保護システム側では当該連携機能を実装必須としており、連携を必要としていることから、要件の考え方・理由欄に「市区、権限移譲された町村で対応が必要な自治体は実装必須となる。」の補記を追加いたしました。</p> <p>○変更箇所 機能・帳票要件(01.障害者福祉共通) 機能ID:0220042、0220043、0221258</p>

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能					備考(改定内容等)	適合基準日	
						障害者福祉システム	障害者総合支援システム	審査会システム	請求審査システム	特別児童扶養手当システム			
1.障害者福祉共通	1.1.他システム連携		補記	0221258	個人住民税システム等の他システムに自立支援医療(育成医療)情報を提供する。	○	×	×	×	×	【第3.0版】標準化PMOツールへの意見等により当該機能を追加している。 ・市区、権限移譲された町村で対応が必要な自治体は実装必須となる。	【第3.0版】標準化検討会における検討により追加	
1.障害者福祉共通	1.1.他システム連携	1.1.83.	補記	0220042	生活保護システムに国制度手当情報を提供する。	○	×	×	×	×	・市区、権限移譲された町村で対応が必要な自治体は実装必須となる。 ・連携する場合は連携要件に定められる。		
1.障害者福祉共通	1.1.他システム連携	1.1.84.	補記	0220043	生活保護システムに特別児童扶養手当情報を提供する。	○	×	×	×	○	・連携する項目は連携要件に定められる。 ・市区、権限移譲された町村で対応が必要な自治体は実装必須となる。		

機能ID:0220042、0220043、0221258に規定する情報連携機能について、生活保護システム側では実装必須で定めており、連携を必要としていることから、要件の考え方・理由欄に「市区、権限移譲された町村で対応が必要な自治体は実装必須となる。」の補記を追加

6. 標準化PMOツール等からのご意見を踏まえた訂正(7/13)

10月WTから追加

No	ご意見の内容	訂正内容
6	<p>【検討課題一覧 No.43】</p> <p>・障害者福祉システム標準仕様書【第5.0版】(別紙4)帳票レイアウト 帳票ID:0220155</p> <p>「高額障害児(通所・入所)給付費支給(不支給)決定通知書」(帳票ID:0220155)の「不服申立て及び取消訴訟」の【高額障害児入所給付費の場合】の文言について、帳票レイアウト上では下記のようになっております。</p> <p>【高額障害児入所給付費の場合】</p> <p>この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、都道府県名2知事(市長)に対して異議申立てをすること、及びこの処分があつたことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、都道府県名3知事(市長)を被告として、この処分の取消の訴えを提起することができます。</p> <p>なお、異議申立てのみをした場合には、この処分の取消の訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起することができます。</p> <p>一方、<u>こども家庭庁HPに掲載されている様式では下記となっており、標準仕様書の帳票レイアウトの記載は誤りではないかと思われます。</u></p> <p>【高額障害児入所給付費の場合】</p> <p>この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に○○県知事(市長)に対し審査請求をすることができます。また処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に○○県(市)を被告として(訴訟において○○県(市)を代表する者は○○県知事(市長)となります。)、提起することができます。</p> <p>なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p>	<p>ご意見のとおり、標準仕様書の帳票レイアウトの記載誤りであるため、「高額障害児(通所・入所)給付費支給(不支給)決定通知書」(帳票ID:0220155)の「不服申立て及び取消訴訟」の【高額障害児入所給付費の場合】の文言について、令和8年1月改定に合わせて訂正を行います。</p> <p>○変更箇所</p> <p>帳票レイアウト 07.障害福祉サービス等(給付管理) 帳票ID:0220155 12_高額障害児(通所・入所)給付費支給(不支給)決定通知書</p>

<【第5.0版】>

【高額障害児入所給付費の場合】←

この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、都道府県名2知事(市長)に対して異議申立てをすること、及びこの処分があつたことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、都道府県名3知事(市長)を被告として、この処分の取消の訴えを提起することができます。←

なお、異議申立てのみをした場合には、この処分の取消の訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起することができます。←

<【第5.1版】案>

【高額障害児入所給付費の場合】←

この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に都道府県名2知事(市長)に対し審査請求をすることができます。また処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に都道府県名3(市)を被告として(訴訟において都道府県名4(市)を代表する者は都道府県名5知事(市長)となります。)、提起することができます。←

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。←

帳票レイアウト(12_高額障害児(通所・入所)給付費支給(不支給)決定通知書)の「不服申立て及び取消訴訟」の【高額障害児入所給付費の場合】について、様式例第14号に合わせて訂正

6. 標準化PMOツール等からのご意見を踏まえた訂正(8/13)

10月WTから追加

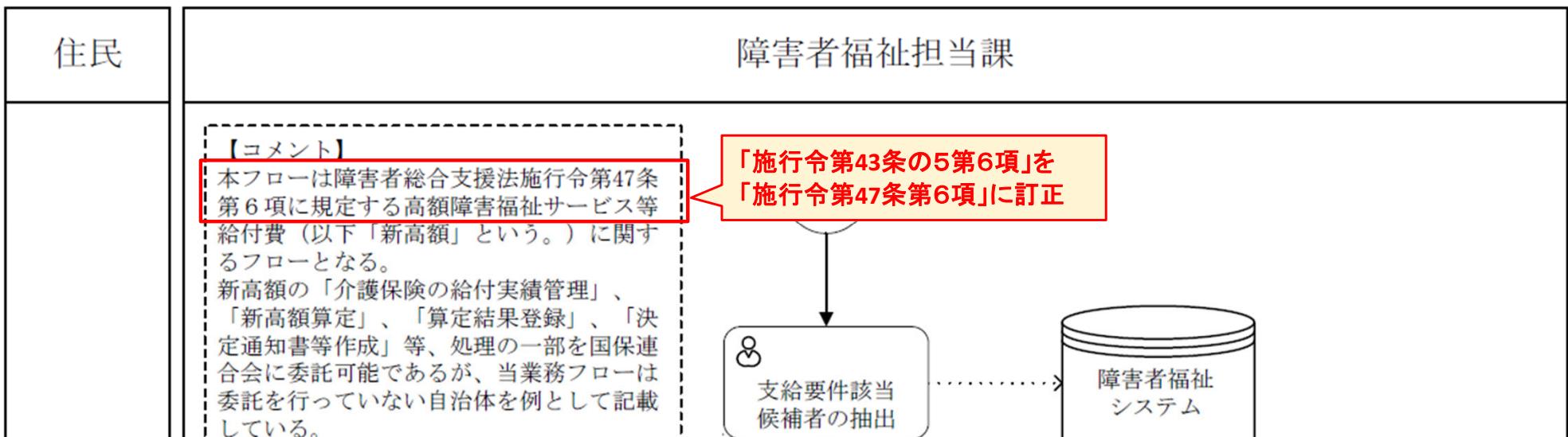
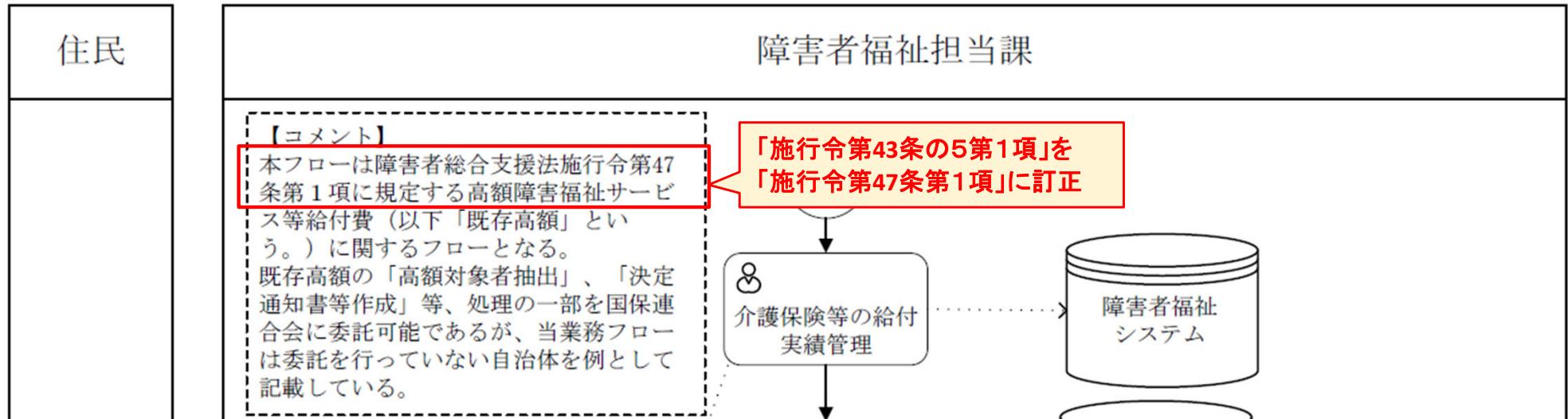
No	ご意見の内容	訂正内容
7	<p>【検討課題一覧 No.44】 <u>総合支援法施行令が令和7年12月1日付で改正施行され、高額障害福祉サービス費に関する箇所については条ずれがあつたものと認識している。しかししながら、<u>高額障害福祉サービス費の申請、決定関係書類について</u>「<u>令第四十三条の五第一項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給申請書</u>」など施行令の条文が記載される帳票となつているが、今回示された帳票要件やレイアウト等に施行令改正に伴う条ずれが反映されていない。<u>次の仕様書改定において反映されるという理解で問題ないか。</u></u></p>	<p>ご意見のとおり、令和7年12月1日付で改正施行されたため、令和8年1月の標準仕様書の改定において対応しています。なお、「第四十三条の五」を「第四十七条」とする条文に関する文言の修正であるため、「訂正」として対応しています。</p> <p>○変更箇所 業務フロー(07.障害福祉サービス等(給付管理)) 02.給付管理(高額障害福祉サービス費) 機能・帳票要件(07.障害福祉サービス等(給付管理)) 機能ID:0220827、0220828、0220829、0220830、0220831、0220832、0220833、0220834、0220835、0220836、0220837、0220838、0220839、0220840、0220841、0220842、0220844 機能・帳票要件(11.補装具) 機能ID:0221144 帳票詳細要件／帳票レイアウト 帳票ID:0220144 01_令第四十七条第六項に規定する高額障害福祉サービス等給付費の給付要件確認に関する届出書 帳票ID:0220146 03_令第四十七条第六項に規定する高額障害福祉サービス等給付費の代理受領に係る委任状(生活保護) 帳票ID:0220147 04_令第四十七条第一項に規定する高額障害福祉サービス等給付費給付のお知らせ 帳票ID:0220148 05_令第四十七条第六項に規定する高額障害福祉サービス等給付費給付のお知らせ 帳票ID:0220150 07_令第四十七条第一項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給申請書 帳票ID:0220151 08_令第四十七条第六項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給申請書 帳票ID:0220153 10_令第四十七条第一項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給(不支給)決定通知書 帳票ID:0220154 11_令第四十七条第六項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給(不支給)決定通知書 帳票ID:0220159 16_高額障害福祉サービス等給付費給付のお知らせ(サービス利用年月別明細)令第四十七条第一項 帳票ID:0220160 17_高額障害福祉サービス等給付費給付のお知らせ(サービス利用年月別明細)令第四十七条第六項 帳票ID:0220162 19_高額障害福祉サービス等給付費支給申請書(サービス利用年月別明細)令第四十七条第一項 帳票ID:0220163 20_高額障害福祉サービス等給付費支給申請書(サービス利用年月別明細)令第四十七条第六項 帳票ID:0220165 22_高額障害福祉サービス等給付費支給(不支給)決定通知書(サービス利用年月別明細)令第四十七条第一項 帳票ID:0220166 23_高額障害福祉サービス等給付費支給(不支給)決定通知書(サービス利用年月別明細)令第四十七条第六項</p>

6. 標準化PMOツール等からのご意見を踏まえた訂正(9/13)

10月WTから追加

<業務フロー【第5.1版】案>

区分	1 障害者福祉	大分類	07 給付管理	小分類	02 高額障害福祉サービス費
----	---------	-----	---------	-----	----------------



6. 標準化PMOツール等からのご意見を踏まえた訂正(10/13)

10月WTから追加

＜機能・帳票要件(07.障害福祉サービス等(給付管理)) 【第5.1版】案＞

機能・帳票要件						【実装区分】 ◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能			備考（改定内容等）	適合基準日
大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）		
						障害者福祉システム	障害者総合支援システム	請求審査システム		
7.障害福祉サービス等(給付管理)	7.6.国保連合会との連携機能	7.6.10.	訂正	0220827	【新高額】 国保連合会より受信する高額障害福祉サービス等給付費給付のお知らせ情報(施行令第四十三条の五四十七条第六項)について、システムへの取込を一括でできること。 ※高額障害福祉サービス費等の支給処理業務を国保連合会に委託している場合	○	○	×	本要件は国保連合会に委託をしている場合にのみ必要となるものであることから、標準オプションとしている。	
7.障害福祉サービス等(給付管理)	7.6.国保連合会との連携機能	7.6.11.	訂正	0220828	【新高額】 国保連合会へ送信する高額障害福祉サービス等給付費給付判定結果情報(施行令第四十三条の五四十七条第六項)について、システムからの抽出、作成を一括でできること。 ※高額障害福祉サービス費等の支給処理業務を国保連合会に委託している場合	○	○	×		
7.障害福祉サービス等(給付管理)	7.6.国保連合会との連携機能	7.6.12.	訂正	0220829	【新高額】 国保連合会より受信する高額障害福祉サービス等給付費支給(不支給)決定通知書情報(施行令第四十三条の五四十七条第六項)について、システムへの取込を一括でできること。 ※高額障害福祉サービス費等の支給処理業務を国保連合会に委託している場合	○	○	×		
7.障害福祉サービス等(給付管理)	7.7.帳票出力機能	7.7.1.	訂正	0220830	■帳票詳細要件01■ 【新高額】 令第四十三条の五四十七条第六項に規定する高額障害福祉サービス等給付費の付与責任確認に関する届出書を出力できること。	○	○	×	届出書の出力は各自治体において任意の事務となることから標準オプションとしている。	
7.障害福祉サービス等(給付管理)	7.7.帳票出力機能	7.7.2.	訂正	0220831	■帳票詳細要件07、09■ 【既存高額】 以下の高額障害福祉サービス等に係る申請書を出力できること。 07「令第四十三条の五四十七条第一項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給申請書」 09「高額障害児(通所・入所)給付費支給申請書」				国保連合会に委託している場合、不要となる帳票であるため標準オプションとしている。	

令和7年12月1日に施行された改正総合支援法施行令に合わせて訂正

機能ID:0220827、0220828、0220829、0220830、0220831、0220832、0220833、0220834、0220835、0220836、0220837、0220838、0220839、0220840、0220841、0220842、0220844について、上記のように訂正

＜機能・帳票要件(11.補装具) 【第5.1版】案＞

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日	
11. 補装具	11.6.国保連合会との連携機能	11.6.1.	訂正	0221144	国保連合会が高額障害福祉サービス等給付費(施行令第四十三条の五四十七条第一項)の高額計算に必要な情報(補装具に関連するもののみ)として、国保連合会へ送信するG1障害福祉サービス費市町村給付実績情報(補装具費支給レコード)を、 を一括で行う機能(新規・差分・再作成)			本要件は高額障害福祉サービス費の事務を国保連に委託している場合のみ必要となることから標準オプションとしている。		

令和7年12月1日に施行された改正総合支援法施行令に合わせて訂正

6. 標準化PMOツール等からのご意見を踏まえた訂正(11/13)

10月WTから追加

<帳票詳細要件／帳票レイアウト(07.障害福祉サービス等(給付管理))【第5.1版】案>

「01_令第四十三条の五第六項に規定する高額障害福祉サービス等給付費の給付要件確認に関する届出書」を例として、以下に示します。

<【第5.0版】>

帳票詳細要件 (01)		帳票ID	0220144
業務	07 障害福祉サービス等(給付管理)	帳票ID	0220144
帳票名称	01_令第四十三条の五第六項に規定する高額障害福祉サービス等給付費の給付要件確認に関する届出書		

<【第5.1版】案>

帳票詳細要件 (01)		帳票ID	0220144
業務	07 障害福祉サービス等(給付管理)	帳票ID	0220144
帳票名称	01_令第四十七条第六項に規定する高額障害福祉サービス等給付費の給付要件確認に関する届出書		

<【第5.0版】> 01_令第四十三条の五第六項に規定する高額障害福祉サービス等給付費の給付要件確認に関する届出書.docx

帳票レイアウトのファイル名について、同様に訂正

<【第5.1版】案> 01_令第四十七条第六項に規定する高額障害福祉サービス等給付費の給付要件確認に関する届出書.docx

<【第5.0版】> 高額障害福祉サービス等給付費の給付要件確認に関する届出書

市町村長名 様

次のとおり障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第四十三条の五第六項
に規定 固定文言1される高額障害福祉サービス等給付費の給付要件確認のため、関係書類を添えて届出します。←

<【第5.1版】案> 高額障害福祉サービス等給付費の給付要件確認に関する届出書

市町村長名 様

帳票レイアウトの案内文について、同様に訂正

次のとおり障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第四十七条第六項に規
定 固定文言1される高額障害福祉サービス等給付費の給付要件確認のため、関係書類を添えて届出します。←

33頁に記載する他の帳票について、上記のように訂正

6. 標準化PMOツール等からのご意見を踏まえた訂正(12/13)

10月WTから追加

No	ご意見の内容	補記内容
8	<p>【検討課題一覧 No.45】</p> <p><u>障害福祉サービス受給者証について、標準仕様に抵触しないレイアウトで印字できるよう、要件を明記いただきたい。</u></p> <p>現帳票レイアウトはA4横面印刷を想定されているが、印刷時の余白が多く、枚数が多いため紛失の恐れもあり、また持ち運びに不便である。当市では利便性向上のため、受給者情報記載面に準拠したまま、各面の配置を変更し、縦向きA3用紙に両面印刷で作成したい。具体的には、表面に第1~6面、裏面に7~14面を上詰めで印字し、上下左右に3山の蛇腹折りとしたい。</p> <p><u>ベンダーに印刷可能か相談したところ、対応の可否について明示がなく判断しかねるとの回答があった。Q&Aのみでの提示ではなく、各面の配置や台紙の規格等は問わない等の明記をいただきたい。</u></p>	<p>自治体の運用に合わせて帳票レイアウトを変更することはカスタマイズとなります。プリントの機能を利用し、例えばA3用紙に集約印刷(2アップ)することや両面印刷をすることは差し支えないため、機能・帳票要件の「要件の考え方・理由」欄に補足として、上記の内容を追記しました。</p> <p>○変更箇所</p> <p>機能・帳票要件(06.障害福祉サービス等(受給者管理))</p> <p>機能ID:0220708、0220709、0220710、0220712、0220713</p>

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分			要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日	
						障害福祉システム	障害者総合支援システム	審査会システム				
6.障害福祉サービス等(受給者管理)	6.5.帳票出力機能	6.5.7.	補記	0220708	<p>■帳票詳細要件 23 ■</p> <p>障害福祉サービス受給者証を出力できること。</p> <p>※受給者証の1面のサイズはA4用紙に最大3面印字できるように外枠のサイズは縦: 12.4cm×横: 8.6cmとする。</p> <p>【帳票の用途】</p> <p>「介護給付費等に係る支給決定事務等について」「事務処理要領」にて、参考様式として様式第11号が示されている。</p>	◎	◎	×	プレプリント様式については、(一)～(六)面は、実装必須に記載の様式と同様となる。		令和8年4月1日	
6.障害福祉サービス等(受給者管理)	6.5.帳票出力機能	6.5.7.	補記	0220709	<p>■帳票詳細要件 23-2 ■</p> <p>障害福祉サービス受給者証(プレプリント様式)を出力できること。</p> <p>※受給者証の1面のサイズはA4用紙に最大3面印字できるように外枠のサイズは縦: 12.4cm×横: 8.6cmとする。</p> <p>【帳票の用途】</p> <p>「介護給付費等に係る支給決定事務等について」「事務処理要領」にて、参考様式として様式第11号が示されている。</p>	○	○	×	障害福祉サービス受給者証の印字内容の詳細については、事務処理要領にて記載方法が既に定められている。 システムも原則として事務処理要領に準じて実装されるものであることから、重複記載を避けることも考慮して、具体的な記載方法まで本仕様書では定義しないこととしている。	プリントの機能の範囲により、例えばA3用紙への集約(2アップ)や両面印刷をすることは差し支えない。		
6.障害福祉サービス等(受給者管理)	6.5.帳票出力機能	6.5.8.	補記	0220710	<p>■帳票詳細要件 24 ■</p> <p>地域相談支援受給者証を出力できること。</p> <p>※受給者証の1面のサイズはA4用紙に最大3面印字できるように外枠のサイズは縦: 12.4cm×横: 8.6cmとする。</p> <p>【帳票の用途】</p> <p>「介護給付費等に係る支給決定事務等について」「事務処理要領」にて、参考様式として様式第12号が示されている。</p>	◎	◎	×	地域相談支援受給者証の印字内容の詳細については、事務処理要領にて記載方法が既に定められている。 システムも原則として事務処理要領に準じて実装されるものであることから、重複記載を避けることも考慮して、具体的な記載方法まで本仕様書では定義しないこととしている。	プリントの機能の範囲により、例えばA3用紙への集約(2アップ)や両面印刷をすることは差し支えない。	令和8年4月1日	
6.障害福祉サービス等(受給者管理)	6.5.帳票出力機能	6.5.10.	補記	0220712	<p>■帳票詳細要件 26 ■</p> <p>通所受給者証を出力できること。</p> <p>※受給者証の1面のサイズはA4用紙に最大3面印字できるように外枠のサイズは縦: 12.4cm×横: 8.6cmとする。</p> <p>【帳票の用途】</p> <p>「障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について」にて、参考様式として様式例第9号が示されている。</p>	◎	◎	×	プレプリント様式については、(一)～(五)面は、実装必須に記載の様式と同様となる。	通所受給者証の印字内容の詳細については、事務処理要領にて記載方法が既に定められている。 システムも原則として事務処理要領に準じて実装されるものであることから、重複記載を避けることも考慮して、具体的な記載方法まで本仕様書では定義しないこととしている。	プリントの機能の範囲により、例えばA3用紙への集約(2アップ)や両面印刷をすることは差し支えない。	令和8年4月1日
6.障害福祉サービス等(受給者管理)	6.5.帳票出力機能	6.5.10.	補記	0220713	<p>■帳票詳細要件 26-2 ■</p> <p>通所受給者証(プレプリント様式)を出力できること。</p> <p>※受給者証の1面のサイズはA4用紙に最大3面印字できるように外枠のサイズは縦: 12.4cm×横: 8.6cmとする。</p> <p>【帳票の用途】</p> <p>「障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について」にて、参考様式として様式例第9号が示されている。</p>	○	○	×	プレプリント様式については、(一)～(五)面は、実装必須に記載の様式と同様となる。	通所受給者証の印字内容の詳細については、事務処理要領にて記載方法が既に定められている。 システムも原則として事務処理要領に準じて実装されるものであることから、重複記載を避けることも考慮して、具体的な記載方法まで本仕様書では定義しないこととしている。	プリントの機能の範囲により、例えばA3用紙への集約(2アップ)や両面印刷をすることは差し支えない。	「プリントの機能の範囲により、例えばA3用紙への集約(2アップ)や両面印刷をすることは差し支えない。」の補記を追加

6. 標準化PMOツール等からのご意見を踏まえた訂正(13/13)

10月WTから追加

No	ご意見の内容	補記内容
9	<p>【検討課題一覧 No.46】</p> <p>特別障害者手当所得状況届のレイアウトについて</p> <p>・障害者福祉システム標準仕様書【第5.0版】(別紙4)帳票レイアウト 帳票ID:0220078</p> <p>特別障害者手当所得状況届(帳票ID:0220078)のレイアウトについて、下記の誤表記があるため訂正をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 表面 ⑧の欄 …(受給資格者については、⑦70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数、①特定扶養親族の数、… →…(受給資格者については、⑦70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数、①特定扶養親族の数、… ※<u>アとイの前の「、」が「、」になっている。また「老人扶養親族」の間に空白がある。</u> 表面 ⑨欄の記入要領の1 …、都道府県民税に係わる前年… →…、都道府県民税に係る前年… 裏面 注意10の工 …、雑所得以外の総所得金額、… →…、雑所得及び給与所得以外の総所得金額、… 	<p>お問い合わせのとおり、標準仕様書の帳票レイアウトの記載誤りであるため、特別障害者手当所得状況届(帳票ID:0220078)の左記に記載の文言について、令和8年1月改定に合わせて訂正を行います。</p> <p>○変更箇所 帳票レイアウト 05.国制度手当 帳票ID:0220078 17_特別障害者手当所得状況届</p>

<17_特別障害者手当所得状況届【第5.1版】案 >

様式第七号（第十五条関係）	(表 面)	自由記載1 A 2 0 1 1 0 0 0 0 0 0 0 A
<p>※受付 年 月 日 認定番号</p> <p>特別障害者手当所得状況届</p>		
<p>⑧ 同一生計配偶者及び扶養親族の合計数（うち老人扶養親族の数（受給資格者については、⑦70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数、①特定扶養親族の数、②16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数））</p>	<p>（注） ⑨欄の記入要領</p> <p>1 裏面の公的年金等を受給していない人は、都道府県民税に係る前年（1月から6月までの間に認定を請求する人の場合は前々年）の課税所得（給与所得がある場合には、給与所得の金額から10万円を控除した額）を記入してください。</p> <p>2 裏面の公的年金等を受給している人は、右により計算した所得額（Gの欄の額）を記入してください。</p>	

エ Fの欄は、都道府県民税の対象となった、**雑所得及び給与所得以外の総所得金額**、退職引当金額、山林所得金額、土地の譲渡等に係る事業所得等の金額、超短期所有土地等に係る事業所得等の金額、長期・長期譲渡所得金額（譲渡所得に係る特別控除を受けた場合は、その額を控除した額）及び商品先物取引に係る雑所得等の金額の合計を記入してください。

「雑所得以外」を「雑所得及び給与所得以外」に訂正

7. 機能標準化基準の策定作業に伴う訂正(1/2)

10月WTから追加

No	ご意見の内容	訂正内容
1	<p>地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第六条(地方公共団体情報システムの標準化のための基準)の規定を踏まえた機能標準化基準の策定作業に伴い、機能要件欄に連携ID又はデータ項目IDを記載している部分は訂正を行う。</p>	<p>連携ID又はデータ項目IDを機能要件欄に記載しているもので、考え方や補足の意味合いであるものは、要件の考え方・理由欄に移動しています。 (自治体の適合確認やベンダの実装に影響するものではありません。)</p> <p>○変更箇所 機能・帳票要件</p> <p>05.国制度手当 機能ID:0221372, 0221373 06.障害福祉サービス等(受給者管理) 機能ID:0221360 08.自立支援医療(更生医療) 機能ID:0221361 09.自立支援医療(育成医療) 機能ID:0221362 10.自立支援医療(精神通院医療) 機能ID:0221363 11.補装具 機能ID:0221364 12.特別児童扶養手当 機能ID:0221384</p>

機能・帳票要件										
※ 小項目には機能ID(旧)のIDを設定している。										
大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日	
5.国制度手当	5.1.台帳管理機能		訂正	0221372	機能ID: 0220468に規定する管理項目「16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族数」について、個人住民税システムから連携される項目を利用して自動算出できること。 ※連携ID:010e008で連携されるデータ項目ID: 01000362「扶養控除対象区分」及び連携ID:010e009で連携されるデータ項目ID: 01000117「被扶養者_宛名番号」より、生年月日から対象有無を判断することを想定している。	○	連携ID:010e008で連携されるデータ項目ID: 01000362「扶養控除対象区分」及び連携ID:010e009で連携されるデータ項目ID: 01000117「被扶養者_宛名番号」より、生年月日から対象有無を判断することを想定している。	【第4.0版】標準化検討会における検討により追加		
5.国制度手当	5.1.台帳管理機能		訂正	0221373	機能ID: 0220481の※2に規定する「16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族数」について、個人住民税システムから連携される項目を利用して自動算出できること。 ※連携ID:010e008で連携されるデータ項目ID: 01000362「扶養控除対象区分」及び連携ID:010e009で連携されるデータ項目ID: 01000117「被扶養者_宛名番号」より、生年月日から対象有無を判断することを想定している。	○	連携ID:010e008で連携されるデータ項目ID: 01000362「扶養控除対象区分」及び連携ID:010e009で連携されるデータ項目ID: 01000117「被扶養者_宛名番号」より、生年月日から対象有無を判断することを想定している。	【第4.0版】標準化検討会における検討により追加		
<p>・※に記載の内容は、機能要件に直結する内容ではなく、考え方や補足の意味合いであるため、要件の考え方・理由欄に移動</p> <p>・国手当制度以外についても、No.1に記載する機能IDについては同様に訂正</p>										

7. 機能標準化基準の策定作業に伴う訂正(2/2)

10月WTから追加

No	ご意見の内容	訂正内容
2	地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第六条(地方公共団体情報システムの標準化のための基準)の規定を踏まえた機能標準化基準の策定作業に伴い、機能要件欄に通知様式番号等を帳票名の先頭に記載している部分は訂正を行う。	<p>帳票名の先頭に制度における通知様式番号を記載しているものは帳票名とは切り離して記載しています。 (自治体の適合確認やベンダの実装に影響するものではありません。)</p> <p>○変更箇所 機能・帳票要件(11.補装具) 機能ID:0221135、0221136、0221137、0221307、0221308、0221140、0221143</p>

機能・帳票要件							【実装区分】 ◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能				
大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日		
11. 補装具	11.5. 帳票出力機能	11.5.1.	訂正	0221135	■帳票詳細要件 01 ■ 【帳票の用途】 「[補装具費支給事務取扱指針」様式例第2号で示されている。 ■ 【帳票の用途】 「[補装具費支給事務取扱指針」様式例第2号で示されている。	◎	検討会構成員が実際に利用している帳票では国の参考様式に対し、①世帯員の状況のみ複数行印字可能としている、②世帯員の状況と用具名・基準額・見積額・公費負担額を複数行印字可能としている。の2パターンに分かれていたが、②のパターンの方が利便性に優れていると判断して世帯員の状況、用具名等を複数行印字可能な仕様として整理した。			令和8年4月1日	
11. 補装具	11.5. 帳票出力機能	11.5.2.	訂正	0221136	■帳票詳細要件 02 ■ 【帳票の用途】 「[補装具費支給事務取扱指針」様式例第3号で示されている。 ■ 【帳票の用途】 「[補装具費支給事務取扱指針」様式例第3号で示されている。	◎				令和8年4月1日	
11. 補装具	11.5. 帳票出力機能	11.5.3.	訂正	0221137	■帳票詳細要件 03 ■ 【帳票の用途】 「[補装具費支給事務取扱指針」様式例第4号で示されている。 ■ 【帳票の用途】 「[補装具費支給事務取扱指針」様式例第4号で示されている。	◎				令和8年4月1日	
11. 補装具	11.5. 帳票出力機能	11.5.4.	訂正	0221307	■帳票詳細要件 04 ■ 【帳票の用途】 「[補装具費支給決定通知書」を出力できること。 ※ パラメタの設定に条件に合致する単位に 1. 「申請日」が同一 2. 「申請種別」が同一 なお、「申請種別」場合は別帳票とするこ 3. 「事業者コード」が同一であること。 ■ 【帳票の用途】 「[補装具費支給事務取扱指針」様式例第7号で示されている。		【第3.0版】 検討会での議論の結果、帳票を1枚にまとめない条件を追加 【第3.0版】 機能ID: 0221138から修正		令和8年4月1日		

帳票名の先頭に制度における通知様式番号を記載しているものは、通知様式番号を【帳票の用途】として切り離して記載

8. 継続検討事項

- 継続検討事項は、現時点でのとおりです。

No	令和8年度以降の継続検討事項
1	令和6年度税制改正大綱(令和5年12月22日 閣議決定)に伴う地方税における扶養控除の見直し(令和9年度分以後の個人住民税について適用)について、適用時期の延長も含めて検討中であるため、今後の状況を踏まえて検討を行います。